

1512年のレントマイスター訓令(バイエルン)について

小 野 善 彦

I. 問題の所在

ドイツ領邦国家史に於て「財政国家」段階(G. エーストライト)——公^{エツフエントリツヒ}共の財政(君侯の負債整理とそれに対応する課税承認の問題)がラント共同体^{グマインツヴェーゼン}の前面に出てきて、ラント税についての「等族固有の財務行政」が成立する¹⁾——たる16世紀は、同時に領邦中央官庁の確立期として画期をなす。領邦中央政府に於て「固定した合議制官庁及び分業」が多少とも明確な形をとるのがまさにこの時期であり²⁾、他方13世紀に成立する地方行政組織と相俟って、ここに領邦国家の中央・地方の官庁制度が出来上るのである³⁾。そして、(専門)官僚層によって担われるこの行政機構は、領邦諸身分と共に「近代国家の2つの基本的構造要因」を形づくるのである⁴⁾。

ところで、ドイツ中世末期の領邦行政史に関する諸研究が近年ますますその実態を明らかにしているように⁵⁾、地方行政組織は、家産制的性格並びに地域主義的利害との結合等にもとづいてかなり自立的な性格を維持しており、まさにこうした自立性の故に、16世紀における領邦中央官庁の成立により直ちに統一的な「領邦行政機構」が出現するのでは決してない。そもそも中央官庁の生成自体地方行政組織との関連に於て把握されるべき側面を有しており、Th. マイヤーが確認しているように⁶⁾、自主的命令権と官庁的性格とはさしあたり中世末期の地方行政組織のもとで形成され、それが徐々に上級官庁に移行していくことは事実であろう。しかしながら、これらの地方官職はあくまで家産制的性格を強く帯びており、君主(中央政府)の統制は仲々及ばなかったのが実態である⁷⁾。従って、上述の領邦行政機構対諸身分の対抗関係(と両者の構造的癒着)以前に、あるいはまさにこれと相互に関連する形で、行政機構内における(漸次的形成過程の中にある)中央官庁対地方行政組織の問題が存するのである。

それでは、多少とも自立的な性格を有する地方行政組織に対して、成立期の領邦中央官庁が、いかなる形で統制・再編を企て、まがりなりにも一個の領邦行政機構を成立せしめるのか⁸⁾、またそこにはどのような限界が内在するのか、本稿は、16世紀初頭のバイエルンを対象としてこのような問題を考えてみたい⁹⁾。バイエルンは、領邦君主家門のラント分割と相続による継承とにより13世紀中葉から16世紀初頭まで数個の部分ラント(Landesteil)への分裂と統合を繰り返し、1505年に再統一されたバイエルンは、これらの部分ラントの

統合体として「合成国家」(der zusammengesetzte Staat)^{9a)}の観を呈する¹⁰⁾。そして、いわばこうした旧部分ラントが中級行政管区を構成するのであり、この管区の会計長官がレントマイスター (Rentmeister) なる役人である。レントマイスターは、バイエルンの中央政府と地方行政組織の間であって15世紀末から19世紀初頭迄のきわめて長期にわたり傑出した地位を占めた役人であり¹¹⁾、旧バイエルンの地方行政役人の地位が(ドイツの他領邦に比して) 相対的に高いのはレントマイスターの活動に負うところ大である (S.v. Riezler)¹²⁾ といった幾分誇張した評価さえ与えられている。そこで本稿に於ては、16世紀におけるバイエルンの最も重要なレントマイスター訓令 (Rentmeisterinstruktion) であり、かつ16世紀中葉以降の領邦中央諸官庁の本格的形成——宮廷参議会 (Hofrat) から宮廷財務庁 (Hofkammer), 宗務参議会 (der geistliche Rat), 軍事評議会 (Kriegsrat) 等が分離・独立して、宮廷参議会が主として司法事項に制限され (上級宮廷裁判所 Oberstes Hofgericht), 他方、統治の新しい中心として枢密院 (der Geheime Rat) が成立する^{12a)}——に先行する、1512年の訓令にもとづいて上述の問題を考えてみたい。

尚、Rentmeister には「会計長官」等の訳語があてられることが多いが、本稿では後述するレントマイスターの活動の多様性 (勿論職務の中心にあるのは地方行政役人の会計監査であるが) に鑑みて、「レントマイスター」のままに用いたい。

II. 訓令成立の背景

バイエルンの地方行政¹³⁾の基礎は、上述の如く、ラントの形成期である13世紀におかれた。領邦君主たる大公は、いわゆるディナーステン・レーゲン (Dynastenlegen)¹⁴⁾により集積した所領・諸権利を歴史的諸要素にも配慮しつつ組織化し¹⁵⁾、これらを中心としてラント裁判区 (Landgericht) に編成した。ラント裁判区の司法・行政権を司掌するのは、13世紀から14世紀にかけて管区内の指導的役人に上昇したプフラーガー (Pfleger) とその下役たるラント裁判官 (Landrichter) である。他方、大公直轄領の管理組織がカステン・アムト (Kastenamt) である。カステン・アムトは、ラント裁判所の所在地もしくは大公直轄領とその収益を考慮して必要とされた場所におかれ、カストナー (Kastner) がこれを管轄する¹⁶⁾。小規模のアムトでは、プフラーガー・ラント裁判官がカストナー職を兼任した。また、ラント内の水陸交通の要所には関税徴収所がおかれ、固有の役人 (Mautner, Zöllner—15世紀以降両者に職務上の区別はない¹⁷⁾) が配置された。これら一連の財務行政役人は、ラント裁判区長官であるプフラーガーに下属するのではなく、その上位の役人であるヴィツトゥーム (Vitztum) にプフラーガーと同格で直属するのである¹⁸⁾。従って、——13世紀後半から14世紀にかけてバイエルンは4 ヴィツトゥーム^{アムト}管区に区分されており、管区数と管区域は14・15世紀の大公家門のラント分割・統合に応じて変動する——ヴィツトゥーム管区内の領邦君主に属する収入は、全てヴィツトゥームの手中に入る。14世紀前半には、

財務行政におけるヴィットゥームの補佐役として領邦書記官 (Landschreiber) が現われ、3年に1度程度ヴィットゥームに代って管区の会計報告を大公に行なうことになった。

ところで、役人の給養形態¹⁹⁾を見ると、貨幣での俸給支給は13世紀には未だ存在せず、地方行政役人は、用益のためのレーエンもしくは土地 (Amtslehen oder Amtshöfe) を与えられていた。14・15世紀になると、貨幣経済の進展に伴い、地方行政役人の俸給 (Gehalt) は、実物給与と貨幣から構成されるようになり (プッレーガー等には管轄下の城館に付属する耕地 Hofbau の用益権も与えられた。こうした耕地はラント裁判区民の夫役労働により経営される。)、更に諸々の職務行為に関わる役得収入 (Sporteln) ・手数料がこれに加わる。役得収入は、地方行政役人の収入のかなりの部分を占めており、その上多くの下級役人にとり殆ど唯一の貨幣給与源であった。このような「役得収入主義」は、後述するように地方行政役人の Korruption の恰好の温床となる。しかも、ヴィットゥーム・アムトを含めた地方アムトの多くが入質・請負の対象とされ (現地賄制度)、とりわけ、重要なプッレーガー・アムトは在地の有力貴族の手中に握られていた²⁰⁾。このような事態は15世紀に於ても変わらない。

15世紀に入ると、大公の居城都市^{レジデンツ}に於て萌芽的ながら中央官庁が形成され、中央の宮廷裁判所の司宰権がヴィットゥームから宮廷長官 (Hofmeister) に移行した²¹⁾ことにより、今やヴィットゥーム・アムトは中級管区として位置づけられる。そして、諸々の国家支出の増大に伴い大公は、従来の粗放的段階から一歩進んで、個々の地方アムトの諸収入を中央で会計せんと企てるに至る。こうして、新たにレントマイスターなる役人が各ヴィットゥーム・アムトに配置され、個々のアムトの剰余収入の確保が志向された²²⁾。即ちレントマイスターは、大公の委託を受けてヴィットゥーム・アムト内の大公に属する収入を各(財務)行政役人から受領し、各役人の会計監査を行なう。他方、旧来の領邦書記官は、このレントマイスターに下屬し、彼のもとで諸々の書記業務に従事することになり、Rentschreiber とも称された²³⁾。尚、レントマイスター^{アムト}職に就任したのは通例市民身分の者であり、1508年のラント特権布告 (Landesfreiheitserklärung) に於ても、ラントの貴族身分に属することを要件とするヴィットゥーム職等とは一応区別されて、その官職就任資格が規定されている (edle oder andre ehrbare redlich Personen, so Landleute und geschickt sind, ……) ²⁴⁾。この官職にラントの貴族が進出するのは、17世紀初頭以降のことである²⁵⁾。

ところで15世紀は、貨幣経済の進展を背景とする「あらゆる支配権の財源化の時代」(W. Ziegler) ²⁶⁾であり、ヴィットゥーム管区の財務行政を管掌するレントマイスターの地位も、こうした背景のもとに次第に重要性を増してくる²⁷⁾。バイエルンに於ては15世紀後半に、高級刑事事件が、君主の恩赦権 (Begnadigungsrecht) にもとづいて罰金支払により実刑を免除されうる重大犯罪であるヴィットゥーム管轄事件 (Vitzumhandel) と事実上同一視され²⁸⁾、行政事件^{ボリツアイ}として²⁹⁾ヴィットゥーム(乃至領邦書記官^{ラントシュライバー})により犯人に罰金刑 (Vitztum-

wandel)が科されるようになるが、このヴィットゥーム管轄事件の恩赦権が、ヴィットゥームに代ってレントマイスターにより行使されるようになる³⁰⁾。また、1470年の一訓令によると、レントマイスターの権限は、管区内の役人の会計監査を中心としつつも、その枠を越えて行政監督の領域にも拡大する端緒を示している³¹⁾。このようなレントマイスターの権限の漸次的拡大に対応して、ヴィットゥーム^{アムト}管区の名称は、16世紀初頭にかけて Rent (—meister) amt に転化するのである³²⁾。

ところでバイエルンは、上述の如く13世紀中葉以降2世紀半にわたる部分ラントへの分裂の後、1505年に上バイエルン大公 Albrecht IV. (在位：1465—1508年)により最終的に統一された。このようなラントの再統一は、旧来の諸部分ラントの内的融合を促進するために統一的かつ強力な統治活動を要求したのであろう³³⁾。そこで大公は、宮廷参議会 (Hofrat) を中央官庁として、統一ラントを新たに4レントアムト——München, Landshut, Straubing, Burghausen の各都市を中心とする——に再区分したのである³⁴⁾。レントアムト München は宮廷参議会により統轄され、他の3レントアムトには各々地方政庁 (Regierung) が中級官庁としておかれるに至った³⁵⁾。ラントホーフマイスター (Landhofmeister —ラント統治の任にあたる宮廷長官) が宮廷参議会の長を務めるのに対して、各々地方政庁の長官はヴィットゥーム (但し Burghausen のみ1641年まで Hauptmann の称号を帯る) である³⁶⁾。宮廷参議会も地方政庁も各々管区内の「宮廷裁判所」(Hofgericht) として機能するが、ラントの中央司法機関たる前者に明白な優位があり、訴訟は時として後者から前者に移管される³⁷⁾。また宮廷参議会は、ラントの中央官庁として、中級官庁である地方政庁に対する監督・指示権限を有す³⁸⁾。

しかるに、ラントの再統一と中央・中級諸官庁のこのような整備により、中央政府による地方行政組織の再編とラントの内的融合とが直ちに成就されたわけではない³⁹⁾。ラント等族委員会 (Landschafts-ausschuß) の委員選出方式が上・下バイエルンで異なり (上バイエルン：高位聖職者・都市と貴族が相互に互選、下バイエルン：各身分が各々代表委員を選出)、結局1508年に委員選出方式は領邦議会開催地の法 (das Recht) に従うように定められた⁴⁰⁾如く、旧部分ラントの自立性 (特に下バイエルン) は容易に打破されなかった。地方行政組織の自立性も、アムトの入質・請負等 (尤もその性格・機能は、「ラントの統治の分担」⁴¹⁾から「有益な収入源としてのアムトの用益」へと重心が移り、職務の代行 Amtsverwesung が次第に広がっていく⁴²⁾にもとづいて依然として維持され続け、領邦議会での等族の請願に顕著に現われる如く「不適格な」地方行政役人の存在⁴³⁾も看過しえないものとなった。

更に、ラントの行政機構の拡大・役人の増加は、バイエルン再統一のための継承戦争の影響等と相俟ってラントの財政に大きな負担となり、しかも大公 Albrecht IV. 没後の1508年から1511年に至る後見統治 (Albrecht IV. の弟 Wolfgang と領邦諸身分の代表 6

名)⁴⁴⁾の時代に財政赤字が一層進行したようである。1511年11月に親政を開始した大公 Wilhelm IV. (在位：1508—1550年)は、後見人・摂政からラントの財政状態についての報告を受け、これにより明らかとなった巨額の赤字・債務——1511年の4レントアムトの貨幣収入91379フローリン、穀物収入134250フローリンに対して入質・債務が、451250フローリン⁴⁵⁾——を前にして直ちに対応策を打ち出した。即ち大公は、宮廷参議会の助言にもとづいて、財政赤字への対応＝国庫収入の増収を直接の目的として、同時にこれと密接に関連する当時のラント統治の課題——上述のラント行政機構の整序(地方行政組織の再編)とこれにもとづくラントの再編成——への対応策を盛り込みつつ、領邦君主の国庫官(Fiscal)⁴⁶⁾たるレントマイスター宛の訓令を作製させた。これが1512年のレントマイスター訓令で、大公は、この訓令を3地方政庁の長官(乃至その代理)を通じて2月16日付で各レントマイスターに告示させたのである⁴⁷⁾。

この訓令は、その前文が示すように、特定年度についての個別的行政指令ではない。また、「余の宮廷もしくは(レントアムトでは)余の他のレギメント(レギーメント^{レギーメント} 地方政庁)に報告し…」(gen Hof oder an anderes unser Regiment berichten)⁴⁸⁾なる訓令中の表現は、この訓令が、3レントアムトのレントマイスターにのみならず、レントアムト München についても宮廷参議会(ラントホーフマイスター)自体を通じて告示されたことを暗示している。さしあたり以上2点から、この訓令は、バイエルン全体に妥当する共通訓令と捉えることができるのであり、1512年以降のレントマイスターの活動のいわば指針をなすと共に、このあとの1574年のレントマイスター訓令に基本的な点で受けつがれていくのである⁴⁹⁾。

III. 訓令分析

さてそれでは、上述の課題に対して訓令は、具体的にどのように対処せんとしているであろうか。訓令の本文は、(I) Von der Amtleute Bestandzetteln in gemein., (II) Von den Pflegern, Richtern, Gerichtschreibern, und Schergen, und wer Gerichtsverwaltung hat., (III) Von den Kastnern, Mautnern, Zollnern, Ungeldern und ihren Schreibern., (IV) Forstmeister., (V) Alle Amtleute in gemein betreffend., (VI) Hernach folgen etliche Artikel, die Rentmeister insonderheit betreffend. の計6部から構成されており、中央政府と地方行政組織の間でレントマイスターの果たすべき役割・職務を個々の行政部門ごとに詳細に規定している⁵⁰⁾。そして、レントマイスターに対する指令が、同時にその下位にある地方行政役人に対する行政指令たる性格を有している。従って当訓令の規定から、16世紀初頭のバイエルンにおけるレントマイスターを軸とする中央—地方諸官庁の行政秩序(勿論大公により志向された限りでの)を浮彫りにすることができるのである。そこで、この訓令の諸規定をその内容に即して、(I)レントアムト内の諸関係、(II)レントマイスター・上位官庁のレベルに大別・再構成し、訓令がレントマイスターを通してその課題に

いかに対処せんとしたか、という観点から分析を加えたい。尚、行政訓令という当該史料の性格上、大公及びその行政機構（就中 地方政庁）と諸身分との関係については、殆ど考察の外におかれざるをえない。

〔I〕レントアムト内の諸関係

訓令によると、レントマイスターがレントアムト内で果たすべき機能は、(I)会計監査(Rechnungskontrolle)と(II)行政監督(Verwaltungskontrolle)の2つである。

(I)会計監査

レントマイスターは、地方行政役人の会計監査のために任命され(zu der Amtlente Rechnung verordnet)、しかもヴィットゥーム(地方政庁)によるレントマイスターへの訓令示達に臨席した若干名の委員(dazu unserm Rentmeister N.N. solche versiegelte Ordnung in Beywesen seiner zugeordneten Beysitzer zu Stund an überantwortet)⁵¹⁾と共にレントアムトの会計監査委員会を構成し、その首席委員を務める。他方これらの委員は、恐らくレントアムトの主要都市の市民身分の者であり⁵²⁾、レントアムト内の経済的諸事情あるいは会計制度への精通にもとづいて会計監査業務に於てレントマイスターを補佐すると同時に、彼を統制する機能をも果たすものと思われる。

さて、レントアムトの役人たち(ラント裁判所役人、諸財務行政役人、森林長官 Forstmeister等)は、何びとも除外されることなく、上述の委員会に会計報告を行なうように義務づけられた(Wollet auch keinen unsern Amtmann, wer die seyen, niemand ausgenommen, aus der Rechnung lassen : S. 336 Z. 10—12)。但し、カストナーの会計報告は3～4年に1度の割合であり(S. 331)、また関税を請負っている関税徴収役人(Welcher Zollner oder Mautner unsre Zölle und Mäuten um eine genannte Summa Geldes in Bestandweise von Uns haden)は、この会計監査から除外されたように思われる(S. 333)。それはともかく、委員会に対する会計報告に際して彼ら役人たちは、以下の要件の充足を求められており、これを欠如せる役人の会計報告を委員会は受けつけない(von keinem unsern Amtmann Rechnung anfnehet)。第1に、役人が自ら会計監査委員会の面前に出頭すべきであり、重大かつ正当な理由がなければ、彼の配下・属吏等をもって代理させることは許されない。しかも役人は、後述する諸々の理由から、単独で出頭するのではなく、彼に下屬し、共にアムトの職務行為に携わった配下の者たちを随行して会計報告を果たすべきである。第2に、会計報告を行なう役人は、大公に対して、実際には大公を代理する委員会の前で、ラント特権布告(ここでは1508年に布告されたもの)の効力にもとづいて特に宣誓・誓約を行なわなくてはならない。第3に、各役人は、官職就任にあたり当該役人に大公より交付された官職叙任状(Bestandzettel—役人の権利・義務を記載)を会計監査のために委員会に提出しなければならない(S. 317 Z. 7—11, S. 326 Z. 5—12, S. 340 Z. 3—10)。

各役人は、以上の3要件を充足することにより委員会の会計監査を受ける。監査の眼目は、各アムトの種々の収入から役人の取得分・正当な支出を差し引くことによる役人の勘定と大公の勘定との綿密な区分である。各アムトの収入を把握するためには、役人(乃至アムトの書記)によるアムト収入の詳細な記録を不可欠とする⁵³⁾ことから、訓令は、正確な台帳(richtige Saalbücher)を作製し、アムトの実情に即してこれを更新すること、そして会計監査に際してこの台帳を委員会に提出するよう各役人に命じている。例えば、大公直轄領の管理人であるカストナーは、個々の直轄領民、彼の負担する賃租(貨幣・穀物)、その給付時期、他の全ての収入・地代、賃租を1つ1つ詳細に記録した台帳^{レギスター}を作製すべきである。また、森林長官と森林官(Forster)は、御料林並びにそこから上がる収入(Forstzins und Forstrecht)を森林台帳(Forstbücher)に記録し、毎年これにもとづいてレントマイスター(委員会)に会計報告を行なわなければならない(S.331 f., S.334 f.)。

尚、飲料税徴収役人たる Ungelter ——(ラント直属)都市における飲料税収入は都市君主たる大公と都市の間で分配されたことから、(ラント直属)都市に於ては大公と都市自体により各々1名の Ungelter が任命され、両名が相互に統制しあいつつ共同で業務にあたるが、大公側の Ungelter だけが、レントマイスター(委員会)に会計報告と(彼らの給金を控除した)剰余収益の支払を行なう⁵⁴⁾。農村部では Ungelter のアムトは、他の役人(Zöllner, Zollgegenschreiber, カストナー等)により兼任された⁵⁵⁾——は、彼らの会計簿^{レギスター}のほかに彼らの属吏(Ungelder knechte)の計算書(Rechenzettel)をも会計報告に際して監査委員会に提出しなければならない。これには属吏の勤勉・怠惰をより良く判断できるように(damit man sich der Knechte Fleiß und Unfleiß halben desto besser darinn ansehen möge)という理由が付されているが(S.333 Z. 1-6)、Ungelter の会計簿は当然彼の属吏(年次会計監査に出席)の計算書との合致を求められることから、むしろ Ungelter 自身に対する会計監査上の統制=虚偽の報告の防止が意図されているものと思われる。

さて、以上の会計簿・台帳による各アムトの収入把握を前提として委員会の会計監査作業が進められるが、この作業に於てはとりわけ役人の保持する上述の官職叙任状が軸になる。官職叙任状(Bestandzettel)とは、役人=官職保持者の権利と義務(後述の軍役負担など)、就中彼に与えられる俸給(貨幣、実物給与)を記載したものであり⁵⁶⁾、会計監査にあたりその記載分は役人の取得分として彼の勘定に入れられ、他方それ以外のものは、その額の大小に拘りなく大公に勘定され、各役人から大公側に支払われなければならない(was darauf eines jeden Bestandzettel innhält, sollet ihr ihm raiten und aufheben, und von dem andern allen bey klein und groß, nichts ausgenommen, Uns Rechnung und Bezahlung empfangen: S.318 Z. 3-7)。但し、ラントの全ての役人にこの官職叙任状が与えられているわけではない(Welcher aber noch zur Zeit keinen Bestandzettel hat)

ことから、官職叙任状を保持していない役人については、その不備を埋めるべく、レントマイスターが会計監査の際に当該役人と交渉することにより、あるいはレントマイスターによる当該 Amt の巡回の折にその収入 (Amtsnutzung) についてなされた調査、及び当該役人が職務宣誓にかけてレントマイスターに行なった申告にもとづいて、正当な官職叙任状 (ein endliche Bestand) が大公により当該役人に作製されるのである (S. 317 f.).

従って、地方行政役人の多くが、彼らの官職叙任状に記載されておらず、それ故大公に帰属するはずの多くの Amt 収益を我物にしている (der mehrere Theil unsrer Amtleute etwa viele Nutzungen, Zustände und Fälle einnehmen, die in ihren Bestandzetteln nicht bestimmt, noch ihnen darinn zugefallen sind, sondern Uns zustehen) という従来の弊害・濫用は、レントマイスターを中心とする監査委員会の入念な調査・会計監査により是正・排除され、これまで役人により不当に横領されていた Amt 収益は、今後全て大公に会計され、支払がなされなければならない (S. 318)⁵⁷⁾。その際、古き慣行^{ヘアコンメン}あるいは当該役人の前任者たち (andre vor ihnen) がかく取得していたという申立ては、役人の官職叙任状に記載がなければ、収益取得の正当な理由としては認められない (S. 318 f.). 他方、役人の官職叙任状にかくなる記載がある場合 („daß ihm das, und alles andre, so andre vor ihm von solchem Amt gehabt haben, auch folgen solle, wie von Alter u.“), レントマイスターは、当該 Amt の用益権・古き慣行について十分な調査を行ない、大公に報告すべきである。大公 (中央政府) は、これにより諸々の Amt 収益 (Zuständen) から個々の役人が得ているものを明確に把握することができるのである (S. 319)。

従って、役人の官職叙任状に記載されていない彼の諸支出経費 (建築費, 食費 (= 日当), 他の支出) ——大公にとっては、とりわけレント裁判区長官たる プフレーガーが大公の費用で不用な建築物を造営している事態が問題であった——については、彼がこのために大公の特別の指令を有し、それを会計監査にあたり委員会に提出する場合を除外して、監査委員会は、これを役人の勘定 (Aufwandsentschädigung)⁵⁸⁾として控除することを一切認めない、というのが一応の基本原則である (S. 336 f.). とはいえ、地方行政役人の会計報告のこの部分の取り扱いについては、この原則をもって全てを大公の勘定に組み入れることもできず、委員会の会計監査のために中央からより詳細な指令を委員会に与えることが不可欠であった。例えば、大公から関税を請負っているのではない (即ち Amt 収入を大公 <レントマイスター> に会計報告し、剰余を支払っている) 関税徴収役人に対しては、彼が計上した管区内の橋・街道の維持・修繕費が必要経費として認められる (S. 333)。また、役人が管理している大公の城館、館、穀物倉における屋根の修理、必要な建築物の費用は、大公の工人 (Werkleute) の検査・算定にもとづき、大公またはレントマイスターの認可を得た場合のみ、会計監査に於て役人の正当な支出として認められる (S. 337)。これに対して、大公直轄領に属する一部の土地の荒廃を理由としてカストナーにより計上さ

れた(地代の)欠損(Abgang)⁵⁹⁾は、今後一切認められない(S.330)。

さて、監査委員会による以上の詳細な会計監査を経て各役人の勘定分が確定され、これが彼の Amt の総収入から差し引かれる。決算の結果残ったものが大公の取得分(大公に対する役人の債務)である。レント Amt 全体については、これは穀物(カストナーの場合)と貨幣から構成される。穀物(主として4種類—小麦、ライ麦、大麦、カラス麦)⁶⁰⁾については、諸々の地方行政役人に実物給与として支給された分を控除した残りが帳簿上 Remanet (債務残額)として記録され⁶¹⁾、他方現物は、レントマイスターに直接引き渡されることはなく、産地の穀物倉にとどめられ、将来の運用のためにカストナーにより管理される。これに対して貨幣分については、各役人が彼の Amt の諸収入(レンテ、賃租、関税収入)の中から年の四半期ごとにレントマイスターに支払を既に済ませた分(S.328)を控除した残額が、会計監査後各役人によりレントマイスターに支払われなければならない。このような支払は、「レント法令の指定する貨幣」(unsre Landbote ausweisen)でなされるべきであり、レントマイスターは、それ以外の(品位劣等の)貨幣を各役人から受領しないことはもとより、貨幣についてのレント法令の遵守を各役人に命じなければならない(S.336 Z.14—18)。従って、レントマイスターを中心とする会計監査委員会の監査活動は、レント内流通貨幣を規制し、統制する作用をもあわせもっているのである⁶²⁾。因みに、1506年のバイエルン貨幣令によると、換算率は1グルデン=7シリング=210ペニヒである⁶³⁾。

さて、年次会計監査のために監査委員会の面前に出頭した各役人は、監査の結果確定された貨幣・穀物についての責任額(役人の債務)をレントマイスターに支払うこと(穀物についてはその額の確認)により、その証明としてレントマイスターから決算書もしくは受領証(Rechenbrief oder Quittung)の交付を受ける。かくして、監査委員会の年次会計監査が終了し、当該役人は委員会に対する責務を解かれるのである(S.336)。

ところで、訓令に盛り込まれた以上の詳細な会計監査規定からは、訓令作製者たる大公(とその顧問官)が、レントマイスターを中心とする会計監査委員会の年次会計監査により、諸々の地方行政役人の権利濫用・瞞着の阻止と大公の取得分の明確化とをはかり、以て各 Amt から大公の収入の増収をもたらすこと(国庫主義的利益)にいかにか腐心しているかを明瞭に看取することができる⁶⁴⁾。しかし、結局のところそれが大公と地方行政役人との「国民所得の分配」をめぐる争いであり⁶⁵⁾、役得収入主義にもとづく地方行政役人は、地方的伝統的な「既得権」(上述の官職叙任状の記述等)を楯にして自己の利益保全をはかるのが通例であり、また Amt を請負っている役人は会計監査の対象外とされた可能性が高いことから、会計監査のみでは、たとえ訓令の指示通りそれが完全に実施されたとしても、上述の目的の十全の達成は決して望みえない⁶⁶⁾。この点は、訓令前文が明示するように、大公自身も充分に認識していたようである。そこで大公は、上述の目的の達成を阻む諸要

因=レントアムトの諸々の役人の会計に現われている弊害・不備を調査し、是正をはかるべく (Nachdem unsre merkliche Nothdurft erheischt, in die Gebrechen und Mängel, so in der Amtleute Rechnung in unsern Rentmeisterämtern erscheinen), レントマイスターに詳細な指示を与えたのである (S. 316)⁶⁷⁾。これらは行政監督の規定と称しうるものであり、次にこれを問題にしたい。

(II) 行政監督

これらの規定は、レントアムト内の地方行政役人全体に関わるものと個別的分野に関するものとに大別することができ、レントマイスターのこの方面における活動がきわめて広汎な領域に及ぶことを示している。

(1) 全般的規定

レントアムト内の各役人は、上述の如く会計報告のために会計監査委員会の前に自ら出頭する義務を有することから、レントマイスターは、この機会を捉えて当該訓令 (大公の意志・命令) の諸規定を各役人に指令しなければならない (S. 316)。その中で役人全般に関わるものは、貨幣についてのレント法令遵守を命じた前述の規定の他に次のものである。

第1に、各アムトにおける諸収入の記録に際しては、種々の書記 (レント裁判所では裁判所書記 Gerichtsschreiber, 関税・飲料税徴収所では Zoll-und Gegenschreiber, Ungeldschreiber) が臨席し、個々の収益を記録する義務を課された (S. 325, 337 f.)。このような属吏が各アムトに配置される⁶⁸⁾こと自体その上位役人に対する一定の統制を意味している⁶⁹⁾が、訓令では更にこれらの属吏に対して、彼らの上位の役人 (即ちプフレーガー・レント裁判官, 関税・飲料税徴収役人等) のアムト収入に関わる不正行為を幫助・隠蔽することなく、大公・レントマイスターに通告する (会計監査の折にはレントマイスターの訊問に答える形で) 義務が、彼らの職務宣誓にかけて (bei ihrer Pflicht) 命じられた (S. 338)⁷⁰⁾。これによりより精確な情報がレントマイスター (委員会) にもたらされ、例えばレント裁判所役人の場合、裁判罰金収入 (Händel) の隠蔽・横領がそれだけ減少 (=大公収入の増収) することが期待される⁷¹⁾。こうした規定は年次会計監査に際して各役人が単独ではなく書記等の属吏と共に出頭して監査を受けるように、という前述の規定と密接に関連しており、レントマイスターによる地方行政役人の行政監督の重要な一環をなしているのである。

第2に、退職する役人は、会計監査の折に官職叙任状をレントマイスターに返還する (彼はこのを大公に引き渡す) ほか、「アムトに属する」 (zu dem Amt gehörig) 全ての事物 (和解状 Urfehdebrief, 裁判の審理 Gerichtshandlungen, レント法令, 一般的指令書等) を引きつぎ文書 (Inventari) にもとづいて新しい役人に引き渡すように命じられた。レントマイスターは、この文書の写し (Abschrift) を保持し、新しい役人にも写し一通を与え

なければならない⁷²⁾(S. 343 f.)。こうした規定には、単に会計監査の基礎としてのみならず、行政の連続性を保証する文書主義を地方行政役人のもとでも推進せんとする大公の意志を認めることができる。

第3に、大公乃至その代理人たるヴィットゥーム・レントマイスターが大公の利益のために職権により与えた行政指令に対する服従・その執行義務が、各役人に課され、役人がこの義務に違反した場合、当該役人はヴィットゥーム・レントマイスターの通告にもとづいて大公により官職剝奪等の処罰を受ける、ということが特に規定され、とりわけ当該訓令(=地方行政役人に対する行政指令)の速やかなる執行の保証が意図されている(S. 340)。

(2)個別的規定

これは、その対象とする分野に即して、司法・財務・森林・夫役・軍事の五項目に分類することができる。以下この順序で検討したい。

(i)司法行政

この規定は、ラント裁判所役人の役得収入の追求に起因する司法上の諸々の弊害とその是正策、並びにラント裁判所役人に対する刑事裁判権司掌上の種々の指令とから構成されている。

最初に前者について。ラント裁判所の役人(裁判所行政権を有する者及び裁判のために任命されている者—プッレーガー、ラント裁判官、シェルゲン Schergen, 裁判所書記, 代弁人 Vorsprecher 等)は、彼らの職務活動から種々の報酬, 例えば裁判罰金の分け前(Nachrecht), 法廷に召喚された原告・被告の両当事者から徴収される手数料である Forderwein (酒手), 文書捺印料金(Siegelgeld)等を役得収入(Sporteln)として得ている⁷³⁾。これらの収入は彼らの俸給(Besoldung)のかなりの部分を占めていることから、役得収入は、彼らの大いなる関心事であり、「彼らの職務執行のための不断の刺戟」をなしているのである⁷⁴⁾。従って訓令によると、ラント裁判所の役人たちが、裁判の開かれる酒場(Tafernen)——その用益権は、ビール・ワイン小売独占権と共に大公から当該裁判区のプッレーガーに与えられ、プッレーガーに多くの収入をもたらす⁷⁵⁾——に於てとりわけ前記 Forderwein の増収をはかるために訴訟を恣意的に引き延ばして訴訟当事者の召喚・審問回数を増加し、召喚のつど Forderwein を彼らに要求するということが横行し(その結果この酒手は、Forderweinではなく、Thaiding oder Ehrviertelと称されるようになる)、不当に抑圧された裁判区民の怨嗟の声がさまざまな形で(とりわけ領邦議会における諸身分の請願を通して)大公の耳にまで届いているほどである(S. 320 f.)。また、印章使用权を有する(siegelmäßig)プッレーガー・ラント裁判官は、裁判状(Gerichtsbrief)についての文書捺印料金の増収をはかり、法外な料金をもって訴訟当事者を抑圧するのみならず、ごく些細な事件についても裁判区民を訴訟にかり立て、その結果彼らに多大の出費

(merkliche Kostung) を強いている。かくして訴訟は、諸々の裁判所役人が当該訴訟から十分に利益を引き出すまで終結することはない (S. 323 f.)。

しかるに、以上のようなことがラントの臣民、ラント民 (Landen und Leuten) にとりかなりの不利益・損害 (merklichen Nachtheil und Verderben) となることは明白である。それ故、大公にとってはこのようないわば役人の搾取による臣民の担税力の低下が懸念され、他方諸身分にとっては、領民 (とりわけ原告として大公の領民を告訴する場合) がラント裁判所での費用のかかる訴訟にかり立てられ疲弊することにより、自己の収入源の狭隘化をきたすことになる⁷⁹⁾。そこで諸身分は、領邦議会に於てラント裁判所役人の上記の専横についてしばしば苦情とその是正を大公に申し立てたのである。諸身分のこうした要求はまさに大公の利害にも合致したことから、大公は、当該訓令に於てレントマスターを通じて、このような濫用・不正行為を直ちに止めるように各ラント裁判所役人に厳命したのである⁷⁹⁾(S. 324)。

とりわけ、プッレーガー・ラント裁判官の役得収入である文書捺印料金については、彼らの官職叙任状の権利及び訴訟の性質にもとづいて妥当であるような適正額で満足するように促された (sich an einem ziemlichen Siegelgeld, wie sich nach Vermög ihrer Bestandzettel und Gelegenheit der Sache gebührt, begnügen lassen : S. 324 Z. 15-18)。従って、こうした手数料は、原理的には役人の「正当な俸給の一部」を構成しており、レントマスターの監督等により是正が目指されたのは、あくまで「妥当な適正額」を大幅に越えていると見なされる部分についてであった。このことは、文書捺印料金 (更には役得収入としての手数料一般) に関する役人の「不正行為」が決して根絶されえない (また根絶が企図されたのではない) ことを意味しているのである⁷⁹⁾。因みに17世紀に入っても、ポリツァイ条令についての一鑑定 (1615年) の中で、「この領邦 (バイエルン) ではプッレーガー、他の役人たちは、手数料・裁判収入のために勤務している」として、ラント裁判所役人の種々の役得収入が依然として弁護されている⁷⁹⁾⁸⁰⁾。

また、些細な事件、2 グルデン以下の債権・債務問題、あるいは周知の疑いのない債務をめぐる争い等については、裁判による決着をはかることなく、当事者に裁判外の示談 (Billigkeit) を命じるように、ラント裁判所役人に指令が与えられた (S. 324)。

次に、ラント裁判所役人に対する刑事裁判権司掌上の種々の指令について。これは、同時に刑事裁判権に関するラント裁判所とその上位機関 (宮廷裁判所) との関係の整序という意味あいをも有している。

中世後期のドイツに於てはラント平和運動の進展を背景として公刑法の思想が発展し、適用範囲が広くまたきわめて苛酷残虐な実体的刑法が出現する (刑法の再刑事化)。これに伴って訴訟手続の面でもゲルマン的訴訟手続はもはや現実にそぐわないものになり、それに代ってその欠点を是正する特別の訴訟手続である糺問手続が整備発展せしめられ、裁判

実務に於て次第に地歩を占めていく⁸¹⁾。バイエルンに於ては、君主の恩赦権 (Begnadigungsrecht) に端を発する「恩恵による裁判」(Richten nach Gnade) が上述のように15世紀に「ヴィットゥーム管轄事件」という形で国制的に定着し(流血裁判権が新しい賠償裁判制に変化)、いわば「刑法の再刑事化の部分的後退」が生じた⁸²⁾が、糺問手続そのものは、——バイエルンに於ては糺問手続とその枠内でとられた拷問の導入が、ヴィットゥーム管轄事件と密接に関連しあっている⁸³⁾——15世紀に被疑者に対する一般の手続として確立されるに至る。糺問手続は「職権追行原理」と「実体的真実追求原理」という2つの原理により基礎づけられているが、職権による真実探究に対応して手続の重点は、「法廷における形式の充足」から「予備手続における捜査活動」、「拘禁中の被疑者の取り調べ」に移行する。その際最も確実な証拠は被疑者自身の供述であることから、被疑者の自白(=証拠の女王)を引き出すために裁判所に於て拷問(die Tortur)が頻繁に用いられるようになるのである⁸⁴⁾。

ところで、上述のように拷問が刑事裁判手続に浸透したが、これが被疑者の自白を引き出す圧力手段としてラント裁判所でしばしば濫用されたこと、更にラント裁判所による捜査活動もきわめて杜撰で裁判区民の不評を招いたことから、このような弊害を阻止する歯止めの必要が痛感されるようになった。こうしてバイエルンに於ては、宮廷裁判所(Hofgericht)が、今や刑事裁判権(Kriminalgerichtsbarkeit)をもその管轄下におき(従来は被告が特権身分に属さない限り管轄外におかれた⁸⁵⁾)、在地のラント裁判所を監督する役割を担うことになったのである⁸⁶⁾。訓令の諸規定は、ラントの刑事裁判権についてのこのような事情をよく反映している。

訓令によると、若干のラント裁判所役人のもとで、彼らが、不正な利得(賄賂、私的利益)のために宮廷裁判所(大公や命令権を有する上級役人〔ヴィットゥーム〕)の特別の認可なしに刑事事件の被逮捕者を放免したり、また被逮捕者=被疑者をきわめて粗略に取り調べ、被疑者の供述の裏付け捜査も充分なされないことから被疑者の供述が不明確となり、しばしば彼の供述とは内容を異にする記録が宮廷裁判所に送付されている(gen Hof geschickt)、ということが大公の耳にまで届いている。こうした役人に対してレントマイスターは、刑事事件の被疑者とその供述について入念な捜査・取り調べを行ない、これを宮廷裁判所(gen Hof oder an anderes unser Regiment)に報告してその更なる指令(weiteres Geschäft)を待つように厳命しなければならない(S. 321 f.)。

また、ラント裁判所で刑事事件の被疑者を拷問にかけて自白を引き出す(mit strenger Frage fürnehmen und gichtigen)ためには宮廷裁判所(大公もしくは権限を有する上級役人)の特別の命令(sonderen Befehl)が必要とされた。但し、(刑事事件の)犯人が現行犯で逮捕された場合(an wahrer That begriffen)あるいは、被疑者の犯行の理由・動機が明白であり、それ故事件が宮廷裁判所(Hof oder unser Regiment)に提出される以

前にラント裁判所に於て被疑者をとり急ぎ尋問する必要がある場合にはこの限りではない (S. 322 f.). そして、ラント裁判所で刑事事件の被疑者に拷問が用いられた場合、当該裁判所の役人は、被疑者の供述について入念な裏付け捜査を行ない (S. 322 Z. 11—21)、その供述書を宮廷裁判所 (大公もしくは命令権を有する上級役人) に送付し、この件についての更なる指令を待つべきであり、その間被疑者を拘禁し、ヨソ者、不審な人物から彼を隔離しなければならない (S. 325)。

他方、諸々の (軽微な) 紛争 (Irrung) 当事者が裁判外で名望ある人物の仲介により和解することは決して妨げられない。但し、仲裁者 (die Thaidinger oder Spruchleute) に対して和解の事実をラント裁判所役人に通告する義務が課されていることから、(当事者相対の) 「内密の和解」は禁止されたものと思われる⁸⁷⁾。しかも、恐らくヴィットゥーム管轄事件等が当事者の和解で処理されることにより、大公が当該事件に対して正当に有すべき罰金・贖罪金 (unsern billigen Wändeln und Bussen) に損害をもたらすことがあってはならない (S. 325)。尚、ヴィットゥーム管轄事件については、上位官庁 (Hof—宮廷参議会・地方政庁) への迅速な報告の義務が各ラント裁判所役人に対して課せられており、当該事件についての管轄権を有するレントマイスター・レントシュライバーを除外して彼らが犯人と罰金額について交渉したり、犯人に護送権を与えることは、固く禁止された (S. 325)。

また、ラント内で殺人事件が多発し、しばしば犯人が逃走している事態に対して、ラント裁判所役人は、逃走した犯人を捕え、彼の所有物を記録し差し押えると共に、必要に応じて犯人を取り調べ、宮廷裁判所 (gen Hof) に報告しなければならない。宮廷裁判所では、これにもとづいて犯人・逃走者をその犯行の故にどのように処罰すべきかを協議する。また、逃走中の犯人に種々の援助を与えた者を処罰のために大公もしくはレントマイスターに通告することも各ラント裁判所役人の義務である (S. 326 f.)。

以上のように、ラント裁判所の役人に対して種々の指令がレントマイスターを通じて与えられたが、彼ら役人が賄賂等 (Schankung, Mieth oder Gabe) により上述の諸規定を遵守しない場合、レントマイスターとレントシュライバーは、恐らく巡回等によりこれを入念に調査し、大公 (宮廷参議会) に報告する。大公はこの報告にもとづいて、不法行為をなした (あるいは職務懈怠の) 役人自身を処罰することはもとより、この役人に賄賂を贈ったか、あるいは約束した者をも決して容赦しない (S. 327)。

尚、当該訓令は広汎多岐にわたることから、レントマイスターは、アムトの会計報告のためにプフラーガー・ラント裁判官に随行して出頭した裁判所書記に対して、彼の上位の役人の職務に関わる訓令の諸規定を、当該役人や彼自身が無知のために果たすべき職務を怠ることのないように、入念に写しとることを特に命じている (S. 344 Z. 15—23)⁸⁸⁾。

(ii) 財務行政

これは、レントアムト内の諸々の財務行政役人 (Kastner, Mautner, Zöllner, Ungelter 及び彼らの書記) に対する一般的個別的指令である。

最初に財務行政役人全体に関わる規定について。これらの役人たちは、各アムトに於て諸々のアムト収入 (春・秋税 die May-und Herbstgilt, 飲料税 Ungeld 及び他の税) をしかるべき時期 (zu billiger Zeit) に徴収するように、そして納税義務を負う各細民 (den armen Leuten) に滞納を認めたり増徴 (Aufschlag) を——そうしたことが大公にかなりの不利益をもたらし、特に賃租はこれにより一層徴収困難となることから——なさないように命じられた。そして、かく徴収された税収益 (貨幣) は、年の四半期ごとに (zu jeder Quatember im Jahr) レントマイスターに支払われ、レントマイスターに対する彼らの年次会計報告に際しては、上述の如くこの既支払分が役人の責任額から控除されたものと思われる。尚、このような各種の税の徴収について各財務行政役人は、前述の如く正確な台帳を作製・更新し、この台帳を会計報告・監査の基礎にしなければならない (S. 328, 331)。

次に各役人に対する個別指令について。特にカストナーに対しては、第1に、会計監査の結果債務残額 (Restat) として確定された穀物を倉 (Kasten) に不足なく (wohl und nothdürftiglich) 管理し、大公の特別の指令なしにはこれを貸与・売却しないように命じられた。穀物は、貨幣に比して隠匿が容易でなく、しかも禁令に反して大公の倉から穀物を搬出・売却することは隠蔽しがたく、それ故役人による穀物横領の危険が小さい、という利点を有する⁸⁹⁾。レントマイスターによる監督は、この利点を利用して行なわれる。即ち彼は、年に1度各穀物倉を見回り、会計監査通り倉に穀物が管理されているかどうかを仔細に検査する。保管量に疑念を抱いた場合彼は、カストナーに倉の穀物を積み替えさせ (ihren Treid umschlagen), その数量を記録させる。レントマイスターは、この数量を会計記録 (Rentamt [-rechnung]) と対照して穀物欠損の有無を検査する。欠損の事実が確認された場合には、大公にそのことが報告され、他方欠損分は、当該カストナーの負担で埋め合わせられなければならない (S. 328 f.)⁹⁰⁾。

また、カステン・アムトの収入には管下の農民の土地保有権の移転 (継承・譲渡 Auf-und Abfahrt) 料等も含まれており、カストナーにはその $\frac{1}{3}$ に対する要求権が帰属するが⁹¹⁾、(後述の如く特に下バイエルンに於て) 現地のカストナーが勝手に農民に対してこうした移転を認めたり、移転証書を作製していることは、移転料等の収入についてはもとより、当の農民の喪失・流動化という点でも大公にとり由々しき事態である。そこで、大公直轄領の農民による土地保有権 (終身保有権 Leibsgerechtigkeit, 世襲保有権 Erbrecht) の売却・譲渡については、大公乃至レントマイスターの認可・大公の証書 (unsre briefliche Urkunde) を必要とすることが訓令に定められ、現地のカストナーは、そのような移転証書の作製を固く禁止された (S. 329)。因みに、バイエルンの通例の土地保有権は Freistift, Neustift, Leibrecht (=Leibsgerechtigkeit), Erbrecht の4種類であるが、下バイエルンでは

15世紀に大公の主導下で後二者、とりわけ世襲保有権 (Erbrecht) が普及し、このことが、上述の土地保有権移転に関わるカストナーの職権濫用と密接に関連しているのである⁹²⁾。

第3に、種々の理由で荒廃地と化した農地に地代を数年間免除する (Verlassung etlicher Oedrechtjahre) 等の恩恵を施して再び耕地に復するように取り計らうこと、大公・レントマイスターの特別な命令なしに大公の直轄領民に賃租を猶予したり滞納を認めたりすることなく毎年彼らから全額徴収すること、更に何らかの天災 (暴風雨、凶作等) に見舞われた場合、大公・レントマイスターにその状況を適時報告して現地の穀物 (T Reid) の被害状況の検査を受け、各土地の状態に応じて必要な措置 (賃租の軽減・免除) が講じられるように配慮することも大公直轄領の管理人たるカストナーに課せられた義務である。尚、このように領民に賃租が軽減・免除されるか、あるいは当該領民の債務 (Geld) とされた場合には、当地のカストナーに対して被害を蒙った領民から Aufmaaß (穀物を縁まで一杯にした柵 Hohlmaß の上に更に山盛りにされた穀物の分量一柵の容量の1割程度)⁹³⁾を徴収する権利が停止される。因みに、当該カストナーが、彼の Aufmaaß のみを徴収し、賄賂等 (Schankung, Mieth oder Gabe) を受けとることにより大公に入るべき賃租 (unser Urbargilt) の徴収を怠った場合には、彼がアムトに対する正当な文書の保証 (請負か) を有しているとしても (ob er gleich Verschreibung auf solchem Amt hätte) 随時官職を剝奪されるのである (S. 330 f.)。

また、関税・飲料税の諸収入は、上述のように秩序正しく正確に記録され会計されなければならないが、その際各アムトに於てこれらの収益の中から支払われた償還 Wiedergabe あるいは税の支払免除 Nachlassung (一種の「現地賄制度」Anweisungssystem)^{93a)}の額も、全て一旦収入として会計され、そのあと支出として差し引かれなければならない。こうして、各アムトにおける償還・免除の状況並びに不公正な課税の有無を大公及びレントマイスター (die, so Rechnung aufnehmen) がより正確に把握し、弊害・濫用の存する場合にはこれを是正・排除することが可能となるのである⁹⁴⁾。尚、レントマイスターは、こうした収入の記録に関して各アムトの状況を視察し、定めがないアムトに於ては適切な指令を与え、役人の宣誓にかけてこれを遵守するように各役人に命じるべきである (S. 332)。

このほか、関税徴収役人 (Zöllner, Mautner) は、関税の請負の有無を問わず、橋・街道 (Brücken, Weg und Stege) を修復・保全する義務を課された。役人が関税収入を大公に会計し剰余を支払っている場合、上述の如くこの修繕費が必要経費として彼に認められたが、義務を怠った場合には修繕費を自弁しなければならない。こうしたことを監督するのは、当然レントマイスターの役目である (S. 333)。

(iii) 森林行政

ラントは、各地に分布する大公直轄の森林資源に応じて数個の森林長官管区 (Forstmeisteramt) — Landshut, Burghausen, Neuötting, Wolfratshausen, Mauerkirchen をアム

トの所在地としており、1管区は1レントアムトもしくは複数のレント裁判区を包含する——に区分されており、あらゆる森林犯罪に対する刑罰権を有する森林長官とその配下の役人(森林属吏、森林官等)が、御料林の狩猟・森林行政のために各管区に配置されている⁹⁵⁾。訓令は、„Forstmeister“なるタイトルをもつ第4部に於て、上記森林役人及び御料林を用益する役人を対象として森林行政についての指令を与えている(S.334 f.)。これは、レントマイスターが大公に代って各役人に指令する行政指令であるが、一面に於て同時に森林令的性格を有しており⁹⁶⁾、16世紀初頭のバイエルン継承戦争以降濫伐により荒廃した御料林の保護・再生を目的としているのである(unser Förste und Hölzer, so seither des bairischen Krieges fast erhauet und abgewüstet worden sind, wieder gehayt werden : S.335 Z.19—22)。

第1に、森林長官は、その管下の樹木の繁る森林地内に囲い地(Auffang)を認め、以て御料林が破壊されることのないように監視しなければならない。そして、石灰焼成の燃料として(zu den Brändten der Kalkösen)御料林から与えることのできるのは湾曲した不用品な樹木に限られ、育ちの良い樹木は保護されなければならない。こうした規定に違反した森林長官は、それに関わった森林官と共に、恐らくレントマイスターの視察・報告にもとづいて大公により処罰される。尚、レントマイスターは、御料林の老木、風で倒れた樹木、枯木、梢折が個々の農民(einzig von den armen Leuten)に与えられ、そのことにより育ちの良い青々と繁った樹木がレント民(Landen und Leuten)の(将来の)重大な必要のために保存・保護されるべく森林長官に命じ、その遵守を巡回に於て入念に監視しなければならない⁹⁷⁾。

第2に、森林長官は、特別の権原に依拠しうる者を除いて、御料林内への立ち入りを何びとにも認めてはならない。特別の権原とは、古来の権利と大公の書状による許可(der von Alter darein gehört, oder wem Wir es mit unsern Briefen erlauben : S.335 Z.5—6)であり、これは、農民による慣習的森林用益と諸身分(貴族その他)の狩猟特権——この特権は1508年のレント特権布告によりレントの高位聖職者と都市貴族(den Prälaten, Stiften, Edeleuten und ehrbaren Burgern in den Städten von Geschlechtern)にも与えられた⁹⁸⁾——を指すものと思われる。この時代には森林行政と狩猟行政とは未だ截然と分化するに至らず、森林長官は、その管区内で狩猟特権を有する者の名前を把握し、とりわけ無権利の者が御料林内で狩猟権を行使することのないように監視しなければならない⁹⁹⁾。

第3に、レントマイスターは、官職叙任状(Bestandzettel)の規定にもとづいて御料林から木材を採取する全ての地方行政役人に対して、木材(薪)採取にあたり森林長官以下の森林役人の助言・指示にもとづき、森林・樹木に損害を及ぼすことの最も少ない場所で伐採・採取させるように、また木材の売却を行なわないように(nicht Holz mit Holz verlohnen noch verkauffen)厳命した。これは、役人による御料林の濫用を防止し、以て

御料林の保護を意図したものである。この規定の違反者はレントマイスターにより大公に通告され、大公はこれにもとづいて官職剥奪等の重い処罰を違反者に科す。尚、御料林から木材を売却する権限を有するのは森林長官であるが、木材売却にはレントマイスターの認可と売却に際しての配下の森林役人の臨席とが必要であり、またその売却利益は、他の諸収入と共に上述の如くレントマイスターに会計報告されなければならないのである¹⁰⁰⁾

(iv) 夫 役

夫役 (Scharwerk) とは、領主権・^{フオークタイ}被護権を本来の権原として領民に要求される無報酬の労役給付であり、具体的には、①多くのラント裁判所集落に於てプラーガーにより経営された城館付属の耕地 (Hof- oder Schloßbau) での種々の労役 (耕作, 手入れ, 収穫), ②街道・橋・建築物の建設・補修, 狩猟目的のための労働力提供, ③地方行政役人 (プラーガー, 他の役人) の個人的公的目的に必要な燃料用木材を御料林から伐採・運搬し, 薪を作る作業, 等である¹⁰¹⁾。

この夫役労働の領域に於ても地方行政役人による権限逸脱がしばしば見られたことから、訓令は特にその規整に配慮している (S. 338—340)。即ちまず、全てのラント裁判区に於てカストナー、あるいはカストナーの配置されていないところではその職務を代行しているラント裁判所役人が、「大公に夫役義務を負う農民¹⁰²⁾とその保有地」(alle und jegliche arme Leute und Güter, so Uns mit Scharwerk im demselben Gericht unterworfen sind: S. 338 Z. 18—20) を——保有地の規模 (Höfe, Huben, Lehen, Sölden) を区別して——記録した正確な^{レギスター}台帳を作成し各アムトに保持する。そして、大公もしくはその役人が農民の夫役労働を必要とする場合には、現地のシェルゲン (ラント裁判区の下級役人) が夫役台帳を監督している役人 (カストナーもしくはその職務代行者) のもとに赴き、彼の命令・指示にもとづいて現地の農民に夫役が要求されなければならない。その際台帳を監督する役人は、良き秩序と公正を期し、各農民の保有地の規模に応じて夫役を公平に課するように (gleich nach Gelegenheit eines jeden Gutes: S. 339 Z. 4—5) 配慮すべきである。因みに、Höfe, Huben ($\frac{1}{2}$ Höfe), Lehen ($\frac{1}{4}$ Höfe) に各々馬 4 頭, 2 頭, 1 頭による夫役が対応し、Sölden ($\frac{1}{8}$ Höfe) 保有農民は手で夫役を行なわなければならない^{102a)}。尚、レントマイスターは、彼自身の調査により、あるいは現地の農民 (彼らは役人による不正な夫役運用を通報する義務を宣誓にかけて課された) の通報で、賄賂や好意のために役人により夫役の運用が不正になされていることを知った場合には、これを直ちに大公に報告しなければならない。大公は、この報告を受けて違反者を処罰する。

(v) 軍事行政¹⁰³⁾

また、レントアムト内の各行政役人は、その地位に応じて大公に対する軍役奉仕義務即ち一定数の馬と兵 (seine Anzahl Pferde und Knechte) の負担を課されているが¹⁰⁴⁾、各役人に各人の官職叙任状の規定通り馬と兵を良く装備し、大公の突然の召集に備えるよう

に命じることもレントマイスターの役目である。レントマイスターは、各アムトの巡回の際に役人の装備状態を入念に調査し、義務を懈怠せる役人は、レントマイスターの報告にもとづいて大公により官職剥奪 (Entsetzung seines Amtes) 等の重い処罰を受けるのである (S. 340—341)。

ところで、以上の諸規定は、総じてレントアムト内の各行政分野の諸々の役人に対する「国庫主義的利益」にもとづいた行政指令であり、部分ラント的發展、アムトの入貢・請負、より一般的には現地賄制度、役得収入主義等により、従来領邦中央政府に対して相対的自立性を保持してきた地方行政にラント全体の見地から統一的な行政規範を与えたものに他ならない(「領邦行政」の編成)。と同時に、各役人によるその遵守のありようが、レントマイスターにとり各役人の年次会計監査の際の、あるいはレントマイスターによる各アムトの巡回の折の、地方行政役人に対する監督・査察の際の一般的手がかり、規準を成しているのである¹⁰⁵⁾。その意味に於て1512年の当該訓令は、地方行政(更には旧部分ラント)を中央政府のもとに編成し、これを保証する手段としてのレントマイスターによる地方の諸アムトの査察の一般的諸原則をラント全体について樹立したものと理解することができる¹⁰⁶⁾。

〔2〕レントマイスターと上位官庁

(I) レントマイスターの年次会計報告

さて、会計監査のために任命された数名の委員 (Beysitzern) と共にレントアムト内の諸々の役人の年次会計監査並びに行政監督を終了したレントマイスターは、レントアムトの年次会計報告書 (Jahrechnung) を作成し、大公の出頭命令により復活祭後 (nach Ostern) 会計報告のために自ら大公のもと(宮廷参議会)に出頭しなければならない (S. 344)。レントマイスターの会計監査を行なうのは本来大公自身であるが、実際には宮廷参議会の1委員会に付託されたものと思われる¹⁰⁷⁾。この会計監査にもとづいてレントアムトの剰余金からレントマイスター・レントシュライバー等の俸給・彼らの巡回経費といった「必要経費」——レントマイスターは巡回経費とりわけ食費 Zehrung (=日当) を水増ししたりせず、罰金収入と共に正確に計上すべきである (S. 343) ——、あるいは大公への既支払分¹⁰⁸⁾、等を控除した金額が、レントマイスターにより中央政府(カンマーマイスター)¹⁰⁹⁾に支払われる。他方穀物は、上述の如く産地の穀物倉にとどめられ、レントマイスターが年に1度各穀物倉を見回り、帳簿通りの穀物量が管理されるようにカストナーを監督しなければならない。飢饉時等に「大公の特別の指令」でなされた穀物の売却¹¹⁰⁾からの利益は、当然最終的にレントマイスター会計に計上されたものと思われる。

レントマイスターは、かくして会計監査とそれにもとづくレントアムトの剰余金の支払

を終了し、その証明のために決算書 (Rechenbrief) を交付された。この文書には、レントマイスターが会計監査終了日に貨幣・穀物によりカンマーマイスターに支払った額 (乃至このために責任を負った額) が記録されたのである¹¹¹⁾。

尚、レントマイスターによる中央政府 (宮廷参議会) でのこの会計報告の折に、——レントアムトの諸々の役人の会計監査の機会を捉えて、また各アムトの巡回に際して、実施された行政監督・査察を踏まえて——レントアムトの状況が、レントマイスターにより宮廷参議会乃至大公自身に詳細に報告されたものと思われる¹¹²⁾。これを受けて、とりわけ上述の大公の指令に従わない役人の処罰及び新たな措置・指令が、中央 (大公と彼を補佐する宮廷参議会) から地方政庁を介してレントアムトに出されたものと思われる¹¹³⁾。

(II) レントマイスターと地方政庁 (宮廷参議会)

上述の如く、レントアムト (=ヴィットゥームアムト) を統轄する官庁が地方政庁 (レントアムト München については宮廷参議会自体) である。地方政庁は、訓令から明らかなように長官たるヴィットゥームと数名の顧問官とから構成される („Vizdom und Rāthen“)。レントマイスターは、地方政庁の文書局長たる Kanzler 等と共にこの顧問官の地位にある (他に地方政庁所在地のカストナー、マウトナー、森林長官等)¹¹⁴⁾。15世紀末のレントマイスター訓令 (例えば1470年の訓令) ではヴィットゥームとレントマイスターとの権限関係は、後者の諸権限が次第に拡大しつつあるにも拘らず、必ずしも明らかでないが、官庁としての地方政庁の整備と相俟って、当該訓令に於てはレントマイスターの監督官庁としての地方政庁の地位・権限が明確化しつつある (そもそも地方政庁が当該訓令をレントマイスターに示達)。以下この側面を考察したい。

訓令によると、従来レントマイスターが、各ヴィットゥーム (=レント) 管区に於て刑事事件 (peinlichen Sachen) 及び犯人への護送権・公的平和 (Landeshuld) の付与に関して、宮廷参議会・地方政庁の助言・了承なしに (ohne unserm und unsrer Vizedom und Rāthe Rath und Wissen) 単独で処理する (即ちヴィットゥーム管轄事件として取り扱い、犯人から罰金 Vitzumwandel を取り立てる) ことが慣行化し、そのことが——レントマイスターはヴィットゥーム罰金の分け前を取得する正当な権利 (Nachrecht) を有する¹¹⁵⁾ことから、自己の収入増のために取り扱い事件数の増加をはかる¹¹⁶⁾——諸々の弊害を生み出している。そこで大公は、今やこうした慣行 (solchen Gebrauch) をその弊害の故に廃止し、ヴィットゥーム管轄事件の取り扱い規則を次のように定めた。

第1に、レントアムト内で刑事事件が生じた場合、逮捕された被疑者を——刑事事件をヴィットゥーム管轄事件に転換するための要件である「被疑者の犯行の真実性・確実性」 (wahrlich und glaublich)¹¹⁷⁾を引き出すために——拷問にかけて自白を強制すること、あるいは逆に (恣意的に) 放免することは、レントマイスターに対して固く禁止された。彼は、現地のレント裁判官の報告にもとづいて刑事事件を地方政庁 (レントアムト München

に於ては宮廷参議会)に正確に報告し、その取り扱いについて地方政庁でヴィットゥームを初めとする他の顧問官たちと評議しなければならない。そしてレントマイスターは、彼自身を含めたヴィットゥーム・顧問官の多数決によりなされた決定に従うべきであり¹¹⁸⁾、このような一連の手続を経ることなしに、レントマイスターが独断で刑事事件をヴィットゥーム管轄事件に転換し、犯人に罰金(Vitztumwandel)を科すようなことがあってはならない(S.341 f.)。こうした規定には、合議制官庁たる地方政庁(宮廷参議会)によるレントマイスターの監督・統制機能を明瞭に認めることができる。但し、管下のラント裁判区で「ヴィットゥーム管轄事件」が生じた場合直ちにその報告がレントマイスターになされること、並びに罰金額についての犯人との交渉におけるレントマイスターの指導的役割等から明らかなように、上述の規定によりヴィットゥーム管轄事件についての主導権がレントマイスターから奪い取られたのではない。

第2に、ラント裁判所役人に上述の報告義務が厳命されたことにより、レントマイスターがヴィットゥーム管轄事件の罰金の交渉のために——とりわけ下バイエルンに於て——多くの馬と経費を用いて年に幾度も管区内を巡回する従来の慣行は、領邦議会での諸身分による強い非難¹¹⁹⁾もあって廃止され、レントマイスターの巡回は今後年に1度と定められた(„ist hirauf unser ernstlicher Befehl, daß ihr füran im Jahre nicht mehr, dann einsten, umreitet“: S.342 Z.23-25)。尤も、大公の特別の命令のある場合、あるいは管轄下のラント裁判区内で発生した緊急事態等特別に必要な場合が除外されている通り、大公にはレントマイスターの巡回制度を縮小・廃止する意志はない(S.342 f.)。それどころか大公は、レントマイスターの巡回制度の有用性(地方行政役人の監督・大公の権利領域の保全)を十分に認識して¹²⁰⁾、以後領邦諸身分の抵抗(例えば1514年の領邦議会で諸身分はレントマイスターの巡回制度の廃止を提案: bedunckt gemaine Lanndtschaft ein notdurfft und grosse billichait ze sein daß das umbreiten der Renntmeister oder Lanndschreiber in albeg abgestellt werd, …… “)¹²¹⁾にも拘らず、結局1516年のラント特権布告に於てこの制度を初めて国制化せしめることになるのである¹²²⁾。

それはともかくとして、当該訓令はその本文末尾に於て、上記の諸事項が規定通り忠実に執行され、そして特にラント特権布告(さしあたり1508年のもの)が他の事柄に先んじて遵守されるべく配慮するようレントマイスターに求めている。レントマイスター自身がこれらと異なる形で行為したり、あるいはこれらと異なることを行なうのを他の者に許したような場合、大公は彼を厳しく処罰することを訓令に明記している。しかもこのような違法行為から生じた損害は、全て当該レントマイスターの責任である(S.345 Z.1-11)。ところで、レントマイスターと彼の配下の役人による当該訓令の遵守・執行を監視するのは、まずもって各レントアムトの地方政庁の役割である。レントマイスターの職務懈怠あるいは訓令違反は、その上位官庁として明確に位置づけられた地方政庁(ヴィットゥーム

と顧問官)により探知され、直ちに大公(宮廷参議会)に報告される。地方政庁は、監督官庁としてのこうした職責を果たすために、当該訓令の明確な写し(eine lautere Abschrift)を書記局(Vizedomamtskanzley)に保持し、通覧しなければならないのである(S. 345 Z. 12-25, S. 314)。

IV. 結 語

本稿で分析の対象とした1512年のレントマイスター訓令は、大公 Wilhelm IV. が、親政開始早々に直面した財政難をラントの各アムト(直轄権域^{カンマーグート})からの収益の増収により打開し(国庫主義的利益)、同時にそれと密接に関連する・ラントの行政機構の整序とこれにもとづくラントのより強固な編成というラント統治の課題に対処すべく、領邦君主の国庫官(Fiscal)たるラントの各レントマイスターに告示させたものである。

この訓令に於ては、レントアムトの各役人が大公から交付された官職叙任状にもとづいてレントマイスター(会計監査委員会)に行なうべき会計報告とその監査について、また役人に正当な支出として認められる諸々の経費等について、以前の訓令に比し一層詳細に規定されており、レントマイスター(委員会)のこの会計監査により、役人が従来不当に取得していた・大公に帰属すべき諸収入も明らかにされ、大公に勘定されるしくみであった。各役人は、会計監査により確定された責任額(役人の債務)をレントマイスターに支払った(穀物についてはその数量の確認)後、彼から決算書・受領証の交付を受け、会計監査から解放される。このような詳細な会計監査規定からは、訓令作製者たる大公(とその顧問官たち)が、レントマイスターを中心とする委員会の会計監査により諸々の地方行政役人の権利濫用・瞞着の阻止と大公の取得分の明確化とをはかり、以て各アムトからの大公の収入の増収をもたらすことにいかに腐心しているかを明瞭に看取することができる。

しかしながら、こうした目的は、役人の会計監査のみでは仮令それが文字通り実施されたとしても決して十全の成果を達成しえないことは、他ならぬ訓令作製者たる大公(とその顧問官たち)が十分に認識しており、アムトの入質・請負はもとより就中役得収入主義にもとづいて、しばしば役人の跳梁に委ねられていた在地の大公の権利領域の保全をはかることが不可欠であると考えられたのである。そこで訓令は、単に財務行政にとどまらず、在地の諸アムト全体の状況の把握、不備・弊害の是正のために、レントアムト内の各役人に関わる行政指令(=ラント全体の見地からの統一的行政規範)の形でレントマイスターの活動の指針を詳細に定めた。これは実際的にレントマイスターによる諸々のアムト査察の一般的諸原則の定立に他ならず、これによりレントマイスターの活動は、その本来の所轄領域たる財務行政の枠を越えてラントの地方行政のきわめて広汎な領域をカバーすることが明確となり、ここにレントアムト内の諸行政役人に対する監督・統制機関としての

レントマイスターの地位が確立するのである。

そして、レントマイスターのかような活動を監視・統制する役割を担うのが、宮廷参議会・地方政庁である。こうして、レントマイスターの広汎な監督活動を軸とした中央官庁による地方行政組織の有機的な統制・再編、「領邦行政機構」の編成とこれにもとづくラントの再編成(自立的な旧部分ラントの中央政府へのより強固な統合)の契機が与えられたのである。こうした役割の故にレントマイスターは、ラントの中央政府と地方行政組織との間の軛帯(Bindeglied)と形容されるのである¹²³⁾。但し、これはあくまで端緒、契機であり¹²⁴⁾、当訓令が直ちに文字通り実施されることは、在地の諸事情、とりわけアムトの入質・請負と「役得収入主義」とに規定された地方行政役人の存在態様(家産官僚制)からして多くの困難を伴ったであろう。事実、レントマイスターの会計監査は、地方行政役人の収入をしばしば不完全にしか掌握しえず、会計監査の折に役人の給与項目に「これがどれほどの額になるか不明」(wieviel das trägt, ist nicht bekannt)なるメモが付される場合も見られる¹²⁵⁾。また、レントマイスターの監督自体も、上述のラント裁判所役人の文書捺印料金の規制等から窺えるように、こうした役得収入主義の原理的排除を目指したものでは決してなかった(そもそも大公・ラントの財政事情からして、役得収入は地方行政役人の俸給の不可欠の構成要素たらざるをえず、この状況はバイエルンでも18世紀まで続く)¹²⁶⁾。しかも、レントマイスターの俸給自体が、一部分であれ、役得収入主義並びに実物給与制度(=「家産制的官吏」に典型的な物質的給養の形態)¹²⁷⁾に立脚していたのである¹²⁸⁾。またそれだからこそ、以後の領邦議会に於ても役人のKorruptionについての苦情とその是正を求める請願が絶えることがないのである。

そして、以上のような事情をも一因として、大公の直轄権域カンマーグートからの収入は、上述の諸々の努力にも拘らず、結局のところ大公の諸財政支出を賄いきれず、大公は、以後領邦諸身分の同意に基づく租税への依存を強めていかざるをえないのである(さしあたり1516年のラント税)。

ともあれ、本来会計長官であるレントマイスターの権限が、領邦君主の国庫主義的利害の追求の中で次第に他の行政諸部門に拡大し、それがとりも直さず領邦行政機構の編成・整序の具体的内容を形づくるのである。そしてその中で、レントマイスターの行政監督活動の基軸たる管区内の諸アムトの巡回制度が国制的に定着していくのである¹²⁹⁾。

ともあれ、本来会計長官であるレントマイスターの権限が、領邦君主の国庫主義的利害の追求の中で次第に他の行政諸部門に拡大し、それがとりも直さず領邦行政機構の編成・整序の具体的内容を形づくるのである。そしてその中で、レントマイスターの行政監督活動の基軸たる管区内の諸アムトの巡回制度が国制的に定着していくのである¹²⁹⁾。

註

- 1) G. Oestreich, *Ständetum und Staatsbildung in Deutschland*, in : Ders., *Geist und Gestalt des frühmodernen Staates, Ausgewählte Aufsätze*, Berlin 1969, S. 282.
- 2) Fr. ハルトゥング著, 成瀬・坂井訳『ドイツ国制史』(岩波書店, 1980年), 103頁以下参照。
- 3) 中村賢二郎「16・17世紀の西ヨーロッパ諸国 五 ドイツ領邦国家」, 岩波講座『世界歴史』15所収, 昭和44年。
- 4) O. プルンナー著, 石井紫郎他訳『ヨーロッパその歴史と精神一』(岩波書店, 1974年), 257—8頁。
- 5) 中村賢二郎「身分制期領邦国家の構造」, 同氏著『宗教改革と国家』(ミネルヴァ書房, 1976年)所収。若曾根健治「領邦ティロール農村部における租税制度」, 『法制史研究』, 25, 1976年。千葉徳夫「中世後期ヴェティーン家のランデスヘルシャフトの展開」, 『西洋史論叢』, 2, 1980年。小野善彦「下バイエルンの租税委員会(1358年)について」, 『西洋史学』, 133, 1984年。
- 6) Th. Mayer, *Die Verwaltungsorganisationen Maximilians I., Ihr Ursprung und ihre Bedeutung*, Neudruck der Ausgabe Innsbruck 1920, Aalen 1973, S. 76 f.
- 7) Vgl. D. Gerhard, *Amtsträger zwischen Krongewalt und Ständen : ein europäisches Problem*, in : Ders., *Gesammelte Aufsätze*, Göttingen 1977, S. 77f.
- 8) 我国におけるこのような問題意識にもとづく研究として, 若曾根健治「ティロール森林令雑考—領邦立法史研究覚書—」, 『熊本法学』, 第27号, 1978年, がある。氏は, 領邦ティロールの森林巡回官団の活動に即して, 森林行政(共同地森林)という限られた分野ながら, 領邦中央政府による地方行政・裁判組織の再編成の契機に簡潔に言及しておられる。
- 9) 尚, より一般的に以下の2論文を参照。G. エーストライヒ「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」, F. ハルトゥング, R. フィーアハウス他著, 成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』(岩波書店, 1982年)。成瀬治「近代国家の形成をめぐる諸問題」, 吉岡・成瀬編『近代国家形成の諸問題』(木鐸社, 1979年)。エーストライヒは, 「社会的紀律化」なる視角から絶対主義期を捉えることを提唱し, 成瀬氏は, 同時期についてのフランス史の新しい動向として, 「国内征服」なる視角を紹介しておられる。
- 9 a) G. Oestreich, *op. cit.*, S. 279, 284.
- 10) 14/15世紀のバイエルンの部分ラントの離合・集散については, 小野善彦「太公領と部分ラント—中世末期のバイエルン—」, 『西洋史研究』, 新輯第9号, 1980年参照。Vgl. auch M. Spindler (Hg.), *Bayerische Geschichtsatlas*, München 1969, S. 20f.
- 11) E. Rosenthal, *Geschichte des Gerichtswesens und der Verwaltungsorganisation Baierns*, Bd. 1, Würzburg 1889, S. 291.
- 12) S. v. Riezler, *Geschichte Baierns*, Bd. VI, Neudruck der Ausgabe Gotha 1903, Aalen 1964, S. 81.
- 12 a) M. Spindler (Hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, Bd. II, München 1969, 2. verb. Ndr. 1977, S. 582 ff. ; E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 595.
- 13) バイエルン中世末期の地方行政については, E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 49ff., 275ff. ; H. Schlosser, *Spätmittelalterlicher Zivilprozess nach bayerischen Quellen. Gerichtsverfassung und Rechtsgang*, Köln/Wien 1971, S. 39ff. ; S. Hiereth, *Die bayerische Gerichts- und Verwaltungsorganisation vom 13. bis 19. Jahrhundert*, München 1950, S. 6ff. 皆川勇作「バイエルン領邦国家の形成について」, 『文化』, 32—4, 1969年。小野善彦「下バイエルンの租税委員会(1358年)について」。
- 14) 小野善彦「1311年のオットーの特権付与状について—ラント・下バイエルンの身分制的国制の発展における意義—」, 『史学雑誌』, 第89篇第11号, 1980年, 4頁以下参照。
- 15) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 51. 尚, 若曾根健治「伯領フィンチュェガウにおけるラント法

- 的構造」(二),『熊本法学』,第23号,1974年,105頁参照。
- 16) カステン・アムト(各ラント裁判区に1つずつおかれるわけではない)の所在地については, E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 349 Anm. 5.
 - 17) P. Klein, *Historische Entwicklung der Beamtenbesoldung in Bayern 1180—1850*, Wirtschaftswissenschaftl. Diss. Innsbruck 1966, S. 14.
 - 18) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 286, 348ff., 389ff.; E. Bamberger, Die Finanzverwaltung in den deutschen Territorien des Mittelalters 1200—1500, in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 77, 1923, S. 180ff. 尚, M. ウェーバー著, 世良晃志郎訳『支配の社会学』I (創文社, 1960年), 229頁参照。
 - 19) P. Klein, *op. cit.*, S. 19ff.; Vgl. auch E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 347 Anm. 2 (ein Auszug aus einer Beamtenbeschreibung Pflege Krantsberg 1448).
 - 20) H. Lieberich, *Landherren und Landleute. Zur politischen Führungsschicht Baierns im Spätmittelalter*, München 1964, S. 94f.
 - 21) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 279; H. Schlosser, *op. cit.*, S. 114f.; M. Spindler (Hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, S. 542. 尚, ミッタイス=リーベリッヒ著, 世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』改訂版, (創文社, 1971年), 379頁参照。
 - 22) R. Heydenreuter, Probleme des Ämterkaufs in Bayern, in: I. Mieck (Hg.), *Ämterhandel im Spätmittelalter und im 16. Jahrhundert*, Berlin 1984, S. 233; G. Droegge, Die finanziellen Grundlagen des Territorialstaates in West- und Ostdeutschland an der Wende vom Mittelalter zur Neuzeit, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 53, 1966, S. 147f. und Anm. 5, 7.
 - 23) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 289.
 - 24) これに対して, ヴィットゥーム等の他の重要な役人については, „tapfern, edeln, geschickten Landleuten, so Baiern, oder die mit Schlossen oder Sitzen im Lande zu Baiern beerbt sind, ……” F. v. Krenner, *Bayerische Landtagshandlungen in den Jahren 1429—1513*, Bd. 17, München 1805, S. 100—101.
 - 25) H. Hornung, *Beträge zur inneren Geschichte Bayerns vom 16. -18. Jahrhundert aus den Umrittsprotokollen der Rentmeister des Rentamtes Burghausen*, Diss. phil. München 1915, S. 8.
 - 26) W. Ziegler, *Studien zum Staatshaushalt Bayerns in der zweiten Hälfte des 15. Jahrhunderts. Die regulären Kammereinkünfte des Herzogtums Niederbayern 1450—1500*, München 1981, S. 14.
 - 27) S. v. Riezler, *op. cit.*, S. 80f.
 - 28) 例えば, 14 (15) 個のヴィットゥーム管轄事件を規定している1474年のラント条令。K. P. Follak, *Die Bedeutung der Landshuter Landesordnung von 1474 für die niederbayerische Gerichtsorganisation*, München 1977, S. 49, 58.
 - 29) 村上淳一『近代法の形成』(岩波書店, 1979年), 200頁参照。
 - 30) M. Spindler (Hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, S. 548.
 - 31) 小野善彦「1470年のレントマイスター訓令(下バイエルン)について」,『思想と文化』所収, 1986年参照。
 - 32) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 291; W. Leiser, *Strafgerichtsbarkeit in Süddeutschland. Formen und Entwicklungen*, Köln/Wien 1971, S. 93; S. v. Riezler, *op. cit.*, Bd. III, Neudruck der Ausgabe Gotha 1889, Aalen 1964, S. 682f.
 - 33) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 410.
 - 34) 和田卓朗「中世後期・近世におけるバイエルン・ラント法史研究序説(平和・ポリツァイ・憲法) —クライトマイアを中心に—」(1),『北大法学論集』, 33—3, 1983年, 682頁以下参照。
 - 35) Hofräte なる表現は1501年のラント条令(下バイエルン)に初出するが, Hofrat (宮廷参

議会)が「合議制官庁」として成立する時期(合議制機関として史料上最初に確認しうるのは1551年の宮廷参議会令においてである)については見解が分かれている。—(a)15世紀末・16世紀初頭: E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 259ff.; M. Spindler (Hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, S. 582., (b)1520年頃: M. Lanzinner, *Fürst, Räte und Landstände. Die Entwicklung der Zentralbehörden in Bayern 1511—1598*, Göttingen 1980, S. 78, 81. 他方, 地方政庁(Regierung)におけるヴィットゥームと顧問官たちの合議制組織(Regierungskollegien)がラント再統一後の新組織の成果であるとする従来の説(E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 413f.; M. Spindler (Hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, S. 582)に対して, R. Heydenreuterは, 4レントアムトへの新編成後も Ingolstadt (旧部分ラントの1中心都市)の Ratskollegium が当地のプッレーガー(1546年以降代官 Statthalter)の下で自立的地位を維持したことを論拠として修正を迫っている。R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat unter Herzog und Kurfürst Maximilian I. von Bayern 1598—1651*, München 1981, S. 12 und Anm. 45. Ingolstadt の特異な地位については, Vgl. auch E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 414 Anm. 2; S. v. Riezler, *op. cit.*, Bd. VI, S. 79. そして, ヴィットゥームの Ratskollegium は1499年に初めて史料に現われるとする Leiser の見解は, Heydenreuter の説を傍証しているように思われる。W. Leiser, *op. cit.*, S. 90. このような研究史的状況並びに地方政庁と宮廷参議会との密接な関連(E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 413)に鑑みて, さしあたり, 1512年頃に宮廷参議会が事実上存在したものと見なして叙述を進めたい。

36) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 278 und Anm. 4, 8; S. v. Riezler, *op. cit.*, Bd. VI, S. 79.

37) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 416, 425; Vgl. auch H. Lieberich, *Rechtsgeschichte Baierns und des bayerischen Schwaben*, in: *Heimatgeschichtlicher Ratgeber*, München/Pasing 1953, S. 99.

38) M. Lanzinner, *op. cit.*, S. 12.

39) Vgl. S. Weinfurter, *Herzog, Adel und Reformation*, in: *Zeitschrift für historische Forschung*, Bd. 10, 1983, S. 7 Anm. 28, S. 19f.

40) H. Lieberich, *Landherren und Landleute*, S. 10, 72; S. Weinfurter, *op. cit.*, S. 25.

41) 小野善彦「下バイエルンの租税委員会(1358年)について」, 48頁以下参照。

42) P. Klein, *op. cit.*, S. 63f.

43) Vgl. V. Wittmütz, *Die Gravamina der bayerischen Stände im 16. und 17. Jahrhundert als Quelle für die wirtschaftliche Situation und Entwicklung Bayerns*, München 1970, S. 39.

44) M. Spindler (Hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, S. 298.

45) F. v. Krenner, *op. cit.*, Bd. 18, München 1805, S. 309—313. H. Ranklによると, この金額は無利子の貸付金(Darlehen)を含んでおらず, これを含めると70万グルデンに上る。H. Rankl, *Staatshaushalt, Stände und Gemeiner Nutzen in Bayern 1500—1516*, München 1976, S. 15 und Anm. 56.

46) 1515年の領邦議会文書の中でレントマイスターがかく称されている (daß Er seinen Fiscal, das ist seinen Rentmeister, ...)。(註120)参照。

47) F. v. Krenner, *op. cit.*, Bd. 18, S. 314—315.

48) F. v. Krenner, *op. cit.*, Bd. 18, S. 322.

49) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 299.

50) 史料として用いた訓令のテキストは, F. v. Krenner, *op. cit.*, Bd. 18, S. 316—346である。尚, 本文中の()内のS, Zは, このテキストの頁, 行を示す。

51) F. v. Krenner, *op. cit.*, Bd. 18, S. 314—315.

52) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 291.

53) Vgl. W. Ziegler, *op. cit.*, S. 22.

54) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 396 und Anm. 6.

55) P. Klein, *op. cit.*, S. 14; H. Rankl, *op. cit.*, S. 36, 38.

- 56) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 293, 300, 563 ; W. Ziegler, *op. cit.*, S. 53 ; H. Rankl, *op. cit.*, S. 59f. 尚, P. クラインによると俸給に占める貨幣給の割合は, (16世紀以降) 官職のランクの高さに照応して高くなる。P. Klein, *op. cit.*, S. 87.
- 57) „Demnach wollen Wir, daß ihr nun füran von unsern wegen mit allem Fleiß darauf sehet, auch dessen euere fleissige Erfahrung bey allen Amtleuten und andern, die davon wissen, haltet vnd verfügt, damit sie alle andre Nutzungen und Zustände, so ihnen ihre Bestandzettel mit ausgedruckten Worten nicht zugeben, und sie bisher eingenommen hätten, Uns füran auch verrechnen und bezahlen“ (S. 318 Z. 15—23).
- 58) P. Klein, *op. cit.*, S. 30.
- 59) 領邦ティロールにおける租税欠損とその手続について, 若曾根健治「領邦ティロール農村部における租税制度」参照。
- 60) W. Ziegler, *op. cit.*, S. 62.
- 61) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 353, 563.
- 62) 布告された貨幣令(Münzmandate) 一品位劣等の貨幣の流通禁止, 規定されたよりも高い為替相場での貨幣受領の禁止—実施のための一般的ポリツァイ機関はプフレーガーである。E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 336.
- 63) W. Ziegler, *op. cit.*, S. 58 ; P. Klein, *op. cit.*, S. 15.
- 64) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 292 ; S. v. Riezler, *op. cit.*, Bd. VI, S. 81.
- 65) ヤーコブ・ファン・クラウヴェレン「国庫主義—重商主義—汚職」, F. ハルトウング, R. フィーアハウス他著, 『伝統社会と近代国家』, 263, 265頁。成瀬治「プロイセン絶対王政成立期における官僚制の性格—Rekrutenkasseの問題を中心に—」, 柴田・成瀬編『近代史における政治と思想』(山川出版社, 1977年), 46—47頁。
- 66) Vgl. E. Bamberger, *op. cit.*, S. 214.
- 67) こうしたことの一般的背景として, 15—16世紀の諸々の闘争を通じてドイツの君侯たちが諸高権(自己の権利領域)のより確固たる掌握の必要性を認識するに至ったことが考えられよう。Fr. ハルトウング著『ドイツ国制史』, 90頁以下参照。
- 68) バイエルンの地方行政に於て, ラント裁判所書記は14世紀前半に(ルートヴィヒ・デア・バイエルンの上バイエルン・ラント法書, 1340年の下バイエルンのヴィットゥーム訓令), Kastengegenschreiber は裁判所書記との兼任で15世紀に, Zollgegenschreiber は15世紀後半に各々登場する。E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 63, 354, 391.
- 69) ミッタイス=リーベリッヒによると, 地方行政役人の統制は巡回もしくは会計官職の二重の補任(Gegenschreiber)により行なわれる。H. Mitteis, H. Lieberich, *Deutsche Rechtsgeschichte*, 16. Aufl., München 1981, S. 345 ; Vgl. auch E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 391f. ; W. Ziegler, *op. cit.*, S. 53.
- 70) 勿論こうした規定は, 役人とそのGegenschreiberとの「結託」が少なくなかったことを暗示していると解釈することもできる。Vgl. E. Bamberger, *op. cit.*, S. 211f.
- 71) „Es sollen auch die Gerichtschreiber und Schergen darum bey dem Abthaidingen der Wändel, auch bey der Jahrrechnung seyn, damit sie auf die Händel, darum ihr sie dann in Rechnung fragen sollet, euch desto besser Antwort und Unterricht wissen zu geben, und Uns die Händel desto minder vorhalten und entzogen werden“ (S. 326 Z. 5—12).
- 72) „Item so ein Amtmann von seinem Amt absteht, sollet ihr verfügen, daß er die Urfehdbriefe, Gerichtshandlungen, Landbote, gemeine Geschäfte, Saalbücher, Register, dergleichen in den Schlossen das Geschütz und alles andere, zu dem Amt gehörig, in Laut eines Inventari dem neu angehenden Amtmann üderantwortet, und desselben Inventari Abschrift euch Rentmeistern inne behalten, und dem angehenden Amtmann auch eine geben“ (S. 343 Z. 20— S.344 Z.3).
- 73) Vgl. K. P. Follak, *op. cit.*, S. 118f. ; V. Wittmütz, *op. cit.*, S. 47.

- 74) P. Klein, *op. cit.*, S. 25, 29, 171f. ; Vgl. auch E. Bamberger, *op. cit.*, S. 210. また, M. ウェーバー『支配の社会学』I, 196—197頁参照。
- 75) P. Klein, *op. cit.*, S. 32.
- 76) K. P. Follak, *op. cit.*, S. 75f., 114, 120, 136. M. ウェーバーによると, 家産制の支配下においては, その職務執行がヘルの不断の統制を免れているような高官のもとで, 「財産集積の源泉をなすのは, 交換による営利ではなく, 臣民の担税力を搾取することと, 自由な恩恵と恣意との広汎な領域の内部でヘルや官吏の職務行為をそのつど買いとることを臣民に強制することとである」。『支配の社会学』II, 363頁。
- 77) Vgl. auch E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 578f. 尚, Fr. ハルトウング著『ドイツ国制史』, 126頁以下をも参照。
- 78) Vgl. V. Wittmütz, *op. cit.*, S. 41f. 尚, 監督役であるレントマイスター自身の俸給も「役得収入主義」に立脚している: „Sold 100 Pfd. Pfg.; die Nachrechte in den Vitzumstrafen 100 G.; von einem Geleit geben 1 G., angeschlagen auf 32 G.; …… das Siegelgeld trägt nicht viel“ (1510年頃のレントマイスターの官職叙任状)。P. Klein, *op. cit.*, S. 98. 尚この中で, 一部の役得収入の「総額」が, 濫用防止の一方策として明記されていることが, 注目される。
- 79) E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. II, Würzburg 1906, S. 18. また, フランス絶対王政期の「役得収入」について, 千葉治男「初期国王監察官制の成立」, 『史学雑誌』, 第75篇第2号, 1966年, 52頁以下参照。
- 80) 尚, 1508年のラント特権布告は, 「また当該裁判官は, 従来生じ告発された如く, 細民が〔裁判〕罰金により不当な形で抑圧されることがないように, 俸給その他を得, 今後何びとも〔裁判〕罰金に持分もしくは利益をもたない」(F. v. Krenner, *op. cit.*, Bd. 17, S. 101) という形で, ラント裁判所役人の裁判罰金に対する要求権を, フロンボーテン(シュルゲン)の権利—犯罪の摘発・通告の意欲を喪失させないために—を除外して廃止した(E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 83f., 563)。この規定は, 当時の人々が弊害の本来の原因を理解しえたことを示す(K. P. Follak, *op. cit.*, S. 118f.) といえ, そもそも地方行政役人の「貨幣俸給制」が未だ確立していない当時に於ては実効性をもちえなかったのである。
- 81) 埴浩「刑罰の歴史—西洋—」, 莊子邦雄他編『刑罰の理論と現実』(岩波書店, 昭和47年), 123頁以下。
- 82) M. Spindler (Hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, S. 540, 548.
- 83) K. P. Follak, *op. cit.*, S. 52.
- 84) 埴浩, 前掲稿, 127頁以下。米山耕二「刑事訴訟における合目的性と正義—ドイツにおける糺問訴訟の進展に即して—」, 『一橋論叢』, 71—1, 1974年, 87頁以下。村上淳一『近代法の形成』, 198頁以下。
- 85) 小野善彦「1311年のオットーの特権付与状について」, 15頁以下。
- 86) E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 427f.
- 87) 村上淳一, 前掲書, 201頁以下参照。
- 88) „Und nachdem obverschriebener Artikel etwa viel sind, sollet ihr den Gerichtschreibern, so sie in Rechnung kommen, diese unsre Orbnung fürlegen, und ihrer jedem anzeigen und befehlen, das, so dem Amtmann, dem er zugeordnet ist, darinn auferlegt wird, und zu wissen Noth seyn will, mit Fleiß abzuschreiben, damit sich derselbe Amtmann, noch er, der Unwissenheit halben nicht entschuldigen mögen“.
- 89) E. Bamberger, *op. cit.*, S. 185.
- 90) „Ihr Rentmeister sollet auch zu füglichlicher Zeit einstens im Jahre zu den Kästen sehen, und eben wahrnehmen, ob der Getreid nach Laut der Kastner Rechnung aller auf den Kästen liege; und wo ihr Zweifel oder Nachtheil spürt, denselben Kastnern ihren Traid umschlagen und aufschreiben lassen, und darnach gegen dem Rentamt besehen, ob Mangel da sey oder nicht. Und bey welchem sich Abgang erfindet, Uns solches zuschreib-

- en, dann Wir zu derselben Leib und Gut darum greifen lassen, Uns davon bezahlen, und dazu sie nach Unnade strafen wollen“ (S. 329 Z. 7—18).
- 91) P. Klein, *op. cit.*, S. 24 ; E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 353 Anm. 2, S. 355 Anm. 1.
- 92) H. Rankl, *op. cit.*, S. 25, 28f. ; Vgl. auch W. Ziegler, *op. cit.*, S. 51 ; E. Klebel, *Bauern und Staat in Österreich und Bayern während des Mittelalters*, in : Th. Mayer (Hg.), *Adel und Bauern im deutschen Staat des Mittelalters, unverändert. Nachdruck der Ausgabe Leipzig 1943*, Darmstadt 1976, S. 241 ; Fr. Lütge, *Die bayerische Grundherrschaft. Untersuchungen über die Agrarverfassung Altbayerns im 16. —18. Jahrhundert*, Stuttgart 1949, S. 77.
- 93) H. Rankl, *op. cit.*, S. 29 ; Fr. Lütge, *op. cit.*, S. 134 und Anm. 80.
- 93 a) 現地賄制度については, E. Bamberger, *op. cit.*, S. 205ff. 若曾根健治「領邦ティロール農村部における租税制度」, 94頁参照。
- 94) „Item es soll auch ein jeder unser Zollner und Ungelder einen jeden so viel er verzollt und verungeldet, völliglich einschreiben, also daß von wegen der Wiedergabe oder Nachlassung so gemeinlich beschiebt, an dem zollbaren oder verungeldeten Gut nichts aufgehebt, sondern völliglich in die Rechnung gesetzt werde. Doch mag ein jeder Zollner oder Ungelder solche Wiedergabe im Gelde abziehen ; aber er soll es nichts minder verrechnen, damit Wir und die, so Rechnung aufnehmen eigentliches Wissen empfangen, wie es mit der Wiedergabe oder Nachlassen gehalten, und ob einer für den andern gefördert oder beschwert werde“ (S. 332 Z. 14—26).
- 95) E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 357ff. und S. 357 Anm. 4.
- 96) 若曾根健治「ティロール森林令雑考」, 18頁参照。
- 97) E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 360.
- 98) F. v. Krenner, *op. cit.*, Bd. 17, S. 105 Z. 5—11.
- 99) E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 357f., 364f.
- 100) E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 360f.
- 101) H. Rankl, *op. cit.*, S. 32 ; P. Fried, *Herrschaftsgeschichte der altbayerischen Landgerichte Dachau und Kranzberg im Hoch- und Spätmittelalter sowie in der frühen Neuzeit*, München 1962, S. 12 Anm. 30 ; P. Klein, *op. cit.*, S. 20, 23.
- 102) P. フリートによると, 1500年頃にはラントの高位聖職者(Prälaten) のホーフマルク農民もこの範疇に入る。P. Fried, *op. cit.*, S. 15.
- 102 a) S. Hiereth, *op. cit.*, S. 13 Anm. 1, S. 18 ; Vgl. auch P. Fried, *Modernstaatliche Entwicklungstendenzen im bayerischen Ständestaat des Spätmittelalters*, in : *Vorträge und Forschungen*, Bd. XIV, München 1971, S. 329.
- 103) 16—18世紀のバイエルンの軍制については, 神宝秀夫「ドイツ絶対主義的領邦に於ける軍制」, 『法制史研究』, 35, 1986年参照。
- 104) M. Spindler (Hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, S. 549, 556 ; E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 315, 563 Anm. 1. 例えば, 官職叙任状では, „Unnd er sol unns von solchem Ambt hallten drew gerüste pfärt unnd zwen Knecht und unns damit diennstlich unnd gewertig sein.“ P. Klein, *op. cit.*, S. 17.
- 105) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 316 Anm. 2.
- 106) E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 299f.
- 107) この委員会が, 16世紀中葉以降宮廷財務庁(Hofkammer)に発展していく。M. Spindler (Hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, S. 583. Fr. ハルトウング著『ドイツ国制史』111頁参照。
- 108) Vgl. W. Ziegler, *op. cit.*, S. 17.
- 109) E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 461.
- 110) Vgl. W. Ziegler, *op. cit.*, S. 62, 255 ; E. Bamberger, *op. cit.*, S. 185.

- 111) W. Ziegler, *op. cit.*, S. 17, 53.
- 112) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 296ff., 320 ; Vgl. auch Bd. II, S. 184.
- 113) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 437.
- 114) W. Leiser, *op. cit.*, S. 90, 119f. ; S. v. Riezler, *op. cit.*, Bd. VI, S. 79 ; P. Klein, *op. cit.*, S. 86.
- 115) 例えば、1510年頃のレントアムト Landshut のレントマイスターの官職叙任状には、給金 (Sold) 100 プラント及び他の諸権利(役得収入) と並んで、ヴィットゥーム罰金の分け前100 グルデン (die Nachrechte in den Vitztumstrafen 100 G.) が記載されている。P. Klein, *op. cit.*, S. 98. 前史について Vgl. auch S. v. Riezler, *op. cit.*, Bd. III, S. 683 und Anm. 3.
- 116) その結果、通常の犯罪、いわゆる裁判所管轄事件 (Gerichtshändel) をレントマイスターが「ヴィットゥーム管轄事件」として処罰している、という苦情が領邦議会で絶えることがない。Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 310f.
- 117) 1508年のラント特権布告における、ヴィットゥーム管轄事件の列挙に続く規定。F. v. Krenner, *op. cit.*, Bd. 17, S. 81.
- 118) „und unsers oder ihres Rathes darauf gepflogen, und was darnach durch Uns, oder die mehrere Folge von unserm Vizedom und Rätthen samt euch im Rath beschlossen wird, demselben sollet ihr darnach Folge thun“ (S. 342 Z. 4—8).
- 119) その理由は特に挙げられていない— „Nachdem Uns auch von unsrer Landschaft, edeln und unedeln, mehrmals angezeigt ist, wie ihr, Rentmeister, besonders in unserm Fürstenthume in Niederbaiern, von weyland Herzog Georgen an Uns gefallen, mit viel Pefrden und merkliche Kostung zu zwey, drey oder viermalen im Jahre, die Vizedomwandel zu vertheidigen, umreitet“ (S. 342 Z. 11—17).
- 120) ラント特権布告 (1516年) についての諸身分との予備交渉 (1515年の領邦議会) に於て大公の顧問官は、レントマイスターの巡回制度について以下のように主張している：君主の国庫官 (Fiscal) たるレントマイスターをしてアムトに騎行させ (in die Amt laß reiten), 彼に次の職務を担当させることを君主の必要は要求している (des Fürsten Nothdurft erfordert) —①刑事裁判 (die Malefiz) の調査, ②ヴィットゥーム管轄事件の処理 (abtädigen), ③役人 (Pfleger, Richter, Amtleute, Schergen und Büttel) の行状の調査 (領民を虐待していないか, ラント条令, ラント法令, ラント特権に違背していないかどうか), ④君主の公権 Obrigkeit の保全 (Item zu besehen, daß den Fürsten ihr Obrigkeit nicht werd entzogen), ⑤アムトの査察 besehen (役人の職務懈怠, 利己的行為がないかどうか), ⑥城館, 穀物倉 Kasten Häuser, 穀物, 直轄領 Urbarsgüter の視察 (besichten) 。F. v. Krenner, *Die Landtäge in Herzogthum Baiern von den Jahren 1515 und 1516*, Landshut 1804, S. 195f.
- 121) F. v. Krenner, *Die Landtäge in Herzogthum Baiern vom Jahre 1514*, Landshut 1804, S. 123.
- 122) 予備交渉 (註120) の趣旨をほぼ盛り込んだラント特権の条項は, F. v. Krenner, *Die Landtäge in Herzogthum Baiern von den Jahren 1515 und 1516*, S. 555—557. 但し, レントマイスターの巡回は, 大公の事前の了承 (vorwissen) を必要とし, またこの時点で, ラントの特権の主要都市 (München 及び 3 地方政庁所在都市) を除外したラントの都市・マルクト (stet, märckht) が, 初めてレントマイスターの巡回の対象に加えられた。尚, この条項は, そのまま (修正は若干の字句のみ) 1553年の「ラント特権布告」第1部 a. 3 に受けつがれる。G. v. Lerchenfeld, *Die altbayerischen landständischen Freibriefe mit Landesfreiheits-erklärungen*, Münden 1853, S. 217—218. Vgl. auch E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. 1, S. 297.
- 123) R. Heydenreuter, Probleme des Ämterkaufs in Bayern, S. 233 ; P. Klein, *op. cit.*, S. 48.
- 124) 1518年のバイエルンの改革ラント法典 (Landrechtsreformation) は, 上バイエルンでのみ通用力を持ち, 下バイエルンでは裁判の際の補助手段として用いるよう薦められたにすぎない。O. Brunner, *Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte*

Österreichs im Mittelalter, 5. Auflage, Darmstadt 1973, S. 222 Anm. 6. 尚, 上・下バイエルンのラント法典上の統一がまがりなりにも実現するのは, 1616年のことである。小野善彦「太公領と部分ラント」, 98頁参照。

125) P. Klein, *op. cit.*, S. 35.

126) Vgl. auch D. Gerhard, *op. cit.*, S. 83 ; 但し, 実物給与が, インフレーション等による貨幣価値の下落から役人を保護するというポジティブな面を有したことは看過しえない。Chr. van den Heuvel, *Beamenschaft und Territorialstaat. Behördenentwicklung und Sozialstruktur der Beamenschaft im Hochstift Osnabrück 1550—1800*, Osnabrück 1984, S. 26.

127) 成瀬治「プロイセン絶対王政成立期における官僚制の性格」, 39頁参照。

128) やや時代は下るが, 1586年の Landshut のレントマイスターの官職叙任状は, 以下の通りである: „Sold 300G. ; 16 Sch. Hafer ; 5 Sch. Korn ; 1 Sch. Weizen ; von den Fischern zu Dingolfing, Menning und Landau den Fischdienst 5 G. 2 Sch. ; … ; wenn die Amtleute in den Dienst aufgenommen werden, gibt jeder 6G. ; davon gebühren einem Rentmeister 4G. ; das Sigelgeld von den Gotteshäusen, trägt nicht über 5G. ; … ; 80 Fastnachtshennen ; das nötige Brennholz ; 1 Wiese bei 2 Tagwerk ; …“ P. Klein, *op. cit.*, S. 98.

129) レントマイスターの査察対象は, 以後も漸次拡張され, とりわけ対抗宗教改革の中で宗教事項(査察報告は宗務参議会にも送られる)が重要となる。E. Rosenthal, *op. cit.*, Bd. I, S. 315 ; Vgl. auch Bd. II, S. 159.